

平成26年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
11.	28	金	本会議 ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員会報告、採決 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情			
	29	土	休 会			
	30	日	休 会			
12.	1	月	休 会			
	2	火	休 会			
	3	水	本会議 ・一般質問			
	4	木	本会議 ・総括質疑 常任委員会			
	5	金	常任委員会			
	6	土	休 会			
	7	日	休 会			
	8	月	休 会			
	9	火	休 会			
	10	水	休 会			
	11	木	休 会			
	12	金	休 会			
	13	土	休 会			
	14	日	休 会			
	15	月	休 会			
	16	火	休 会			
	17	水	休 会			
	18	木	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	19	金	休 会			
	20	土	休 会			
	21	日	休 会			

2 2	月	本会議 ・常任委員長報告 ・議案審議 ・所管事務調査報告 ・議員派遣の件 ・継続審査・調査 閉 会	
-----	---	---	--

平成26年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成26年11月28日

閉会 平成26年12月22日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案56	平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について	26.09.30	26.11.28	認定	決算
57	平成25年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算
59	平成25年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算
58	平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認定	決算
60	平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認定	決算
61	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（平成26年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	26.11.28	〃	承認	—
64	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
68	平成26年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	原案可決	—
72	平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	—
74	平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	—
77	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について	〃	〃	原案可決	—
62	さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	〃	26.12.22	原案可決	総務厚生
63	さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	〃	〃	原案可決	総務厚生
65	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
66	さつま町国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
67	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案69	平成26年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	26.11.28	26.12.22	原案可決	2委員会
70	平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
71	平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
73	平成26年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	文教経済
75	平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	文教経済
76	さつま町建設計画の一部変更について	〃	〃	原案可決	総務厚生
H25陳情6	川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書	26.12.22	〃	不採択	総務厚生
陳情10	人体への健康被害を防止するための石綿含有屋根材の撤去に関する陳情書	〃	〃	不採択	文教経済
所管事務調査報告の件		〃	〃	報告済	
議員派遣の件		〃	〃	決定	
閉会中の継続審査・調査について		〃	〃	決定	

平成26年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○11月28日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第56号 平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第57号 平成25年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第59号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第58号 平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（平成26年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	1 2
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第68号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	1 3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第72号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）	1 3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第74号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	1 3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	1 6
（提案理由説明）	

議案第 6 3 号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について …	1 6
(提案理由説明)	
議案第 6 5 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について ……………	1 6
(提案理由説明)	
議案第 6 6 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について ……………	1 6
(提案理由説明)	
議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について ……………	1 6
(提案理由説明)	
議案第 6 9 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号) ……………	1 6
(提案理由説明)	
議案第 7 0 号 平成 2 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	
……………	1 6
(提案理由説明)	
議案第 7 1 号 平成 2 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) …	1 6
(提案理由説明)	
議案第 7 3 号 平成 2 6 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……………	1 6
(提案理由説明)	
議案第 7 5 号 平成 2 6 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……………	1 6
(提案理由説明)	
議案第 7 6 号 さつま町建設計画の一部変更について ……………	1 6
(提案理由説明)	
議案第 7 7 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び	
同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について	
……………	1 9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情について ……………	2 0
散 会 ……………	2 0
○ 1 2 月 3 日 (第 2 日)	
一般質問表 ……………	2 1
会議を開催した年月日及び場所 ……………	2 2
出欠席議員氏名 ……………	2 2
出席事務局職員 ……………	2 2
出席説明員氏名 ……………	2 2
本日の会議に付した事件 ……………	2 3
開 議 ……………	2 4
一 般 質 問 ……………	2 4
川口 憲男議員 ……………	2 4
歳入の確保対策について	
木下 敬子議員 ……………	3 1
子育て支援について	
有害鳥獣捕獲後の処理について	

米丸 文武議員	37
農業振興策について	
散 会	46
○12月4日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所	47
出欠席議員氏名	47
出席事務局職員	47
出席説明員氏名	47
本日の会議に付した事件	48
議案付託表	49
開 議	51
議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	51
(総括質疑・委員会付託)	
議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	51
(総括質疑・委員会付託)	
議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	51
(総括質疑・委員会付託)	
議案第66号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	51
(総括質疑・委員会付託)	
議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	51
(総括質疑・委員会付託)	
議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	57
(総括質疑・委員会付託)	
議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	59
(総括質疑・委員会付託)	
議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	59
(総括質疑・委員会付託)	
議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	59
(総括質疑・委員会付託)	
議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	59
(総括質疑・委員会付託)	
議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について	62
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	62
○12月22日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	63
出欠席議員氏名	63
出席事務局職員	63

出席説明員氏名	6 3
本日の会議に付した事件	6 4
開 議	6 5
議案第 6 2 号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 3 号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について ...	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 5 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 6 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 9 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号)	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 0 号 平成 2 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 1 号 平成 2 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ...	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 3 号 平成 2 6 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 5 号 平成 2 6 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 6 号 さつま町建設計画の一部変更について	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
平成 2 5 年陳情第 6 号 川内原発の拙速な再稼動に反対する陳情書	7 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 1 0 号 人体への健康被害を防止するための石綿含有屋根材の撤去に関する陳 情書	7 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
所管事務調査報告の件	7 7
(報告・質疑)	
議員派遣の件	8 2
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	8 2
(決定)	
閉 会	8 2

平成26年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成26年11月28日

平成26年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成26年11月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	代表監査委員	新屋敷 浩 君
総務課 長	湯下 吉郎 君	企画財政課長	崎野 裕二 君
税務課 長	松尾 英行 君	介護保険課長	中村 慎一 君
健康増進課長	四位 良和 君	建設課 長	三浦 広幸 君
水道課 長	岩元 義治 君	監査事務局長	福田 澄孝 君
消 防 長	高木 卓朗 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 1 0 議案第 6 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）（平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号））
- 第 1 1 議案第 6 4 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 3 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 6 2 号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 6 3 号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第 1 7 議案第 6 5 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 6 6 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 9 議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 1 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 3 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 議案第 7 6 号 さつま町建設計画の一部変更について
- 第 2 6 議案第 7 7 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について
- 第 2 7 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第4回さつま町議会定例会を開会します。
教育委員会委員長及び農業委員会会長から、本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、新改幸一議員及び9番、木下賢治議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から12月22日までの25日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの25日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

11月12日、第58回町村議会議長全国大会が、東京都のHNKホールにおいて開催されました。大会のメインテーマは「町村のさらなる振興発展を目指して」で、大会では会長挨拶のあと、都市部での景気回復の兆しが見られる中で、町村は少子高齢化や過疎化の中で依然として厳しい経済、雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。加えて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響は、被災地のみならず、我が国社会全体に及んでいる。今回の町村議会議長会全国大会の開催を機に、町村のさらなる振興発展を目指し、一致結束して果敢に行動していくことの宣言がなされました。

また、石破茂地方創生担当大臣ほか、来賓各位の祝辞を受けたあと議事に入り、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議ほか4項目の特別決議を行い、各地区要望ほかを含めた33件の要望を採択し、関係省庁への提出が承認されました。

大会終了後、全国町村議員会館において、第41回鹿児島県町村議会議長会臨時総会が開催され、平成24年度及び平成25年度の鹿児島県町村議会議長会歳入歳出決算の承認に関する議案

2件が提案されました。

監事による審査意見書の中で、本年1月に発覚した議長会事務局職員による横領事件により、使途不明な支払いや収入先不明な収納など、極めて不適切な処理がなされているとの報告があり、採決の結果、両議案ともに全会一致で不承認となりました。

以上、報告します。

なお、監査委員から例月出納検査の結果報告及び教育委員会から平成25年度教育委員活動及び事務事業自己点検評価結果報告書の提出がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で、11月4日の川内原子力発電所の安全確保等に関する取り組みの説明及び意見交換に関する事項と、11月15日の中学生議会並びに11月17日から20日までの中央要望や企業誘致活動、それと、昨日の夜報道されました出水市での鳥インフルエンザの対応策につきまして、補足して御報告をいたします。

まず、11月4日に行われました九州電力株式会社瓜生社長との川内原子力発電所の安全確保等に関する取り組みの説明及び意見交換についてであります。

川内原子力発電所に係る新規規制基準適合審査結果に関する住民説明会が、本町を含む5市町で開催をされ、さらに日置市において、県主催により川内原子力発電所に係る住民説明会が開催されたあとの会議ということでもございましたので、町民の安全・安心を確保することが最大の使命である自治体のトップとしまして、緊張感を持ちながら会議に臨んだところでございます。

瓜生社長からは、原子力の安全確保に万全を期するための対策を実施していることを初め、規制の枠組みにとどまることなく、原子力の自主的・継続的な安全性向上の取り組みを推進していくことが何よりも重要であることなど、事業者としての原子力の安全確保に対する強い決意がうかがわれたところでございました。

私のほうからも、万一のことがあれば人の安全はもとより、町の基幹産業である第1次産業の農畜産物への影響等で町の存亡にかかわってくるとの説明認識を表明をいたしまして、不測の事態に備えた万全の対策とともに、事業者のトップリーダーとしての原子力事故は絶対に起こさないという強い決意、信念のもとに、社員一丸となった持続的かつ確実な対策の要請や、ホットライン設置のお願いをいたしたところでございます。

次に、11月15日に行われました中学生議会についてであります。本議会は、新庁舎の落成を記念するとともに、新町10周年に向けてさつま町の将来を担う中学生に、学校生活の充実策やさつま町の将来についての夢、意見、要望等を聞くことにより、中学生としての自覚や町への帰属意識を高めることを狙いとして実施したものであります。

当日は、町内の4中学校から生徒会役員を中心に17名の中学生が参加し、ボランティア活動の推進やさつま町の活性化策、学校適正化のメリットなどにつきましての質問や意見があったと

ころでございます。立派な態度で質問をする中学生の姿を見まして、さつま町の未来が明るく感じられたとともに、中学生としてさつま町のために何ができるかを真剣に考えている姿からも頼もしさを覚えまして、これからも切磋琢磨しながらたくましく成長してくれることを期待をいたした機会でもございました。

最後に、11月17日から20日までのこの状況についてでございますけども、17日は県の会長をいたしておりますダム発電関係市町村全国協議会理事会に出席をいたしまして、平成22年度並みの交付金の復活等の要望事項の決定を行い、その後、県選出国會議員への要望活動を行いました。

18日は、同じく私が会長を務めております北薩空港幹線道路整備への促進期成会及び国道328号整備促進期成会におきまして、来年度予算案が固まる前に、県選出の国會議員を初め、国土交通省におきましては副大臣、技官、道路局長、道路関係各部課長、そして、財務省におきましては主計局公共事業担当主計官とそれぞれ直接面談をいたしまして、予算の増額確保付託の要望を行ってきたところでございます。

また、道路整備促進期成同盟会全国協議会事務局並びに鹿児島県の東京事務所にも出向きまして、それぞれ幹部の皆さんとの意見交換を行ってきたところでございます。

19日におきましては、南九州西回り自動車道建設促進大会に出席をいたしまして、鹿児島、熊本、両県選出の国會議員に未整備区間の早期整備促進等につきまして、両県の知事を初め沿線の首長等で強く要望いたしたところでございます。

また、同日は、全国町村長大会が開かれまして、安倍総理を初め総務大臣、地域創生担当大臣のほか、多くの国會議員の御臨席のもとに実施をされたところでございます。地域が抱えます多くの課題解決に向けての決議等が採択をされまして、その後また要望活動に入ったところでございます。夕方におきましては、県主催の企業立地懇話会が開催をされまして、関東圏から128社の参加のもとで、出席首長からそれぞれ立地へのアピールの活動を行ってまいったところでございます。

20日は、東京都内の本町出身者で代表取締役をしております企業の訪問を行いますとともに、もう一つは、近年都会の若者から子育て世代、そしてシニア世代まで多くの人たちが田舎暮らしに関心を寄せまして、移住に踏み出していく田園回帰の動きが全国に広まっているということでございますので、その相談窓口となっております特定NPO法人のふるさと回帰支援センターを訪問いたしまして、地方創生が叫ばれている中、いろいろと意見交換する中で大変意義深い場になったと思っております。さつま町におきましても、今後そういった窓口を通じまして、田園回帰の方向性をつかんでまいりたいと思っております。

以上でございますが、昨日のこの出水市で鳥インフルエンザの陽性反応がマナヅル1羽から確認をされたという報道でございました。毒性の強い高病原性かどうかということにつきましては、早ければ12月の1日に判明するというところでございますが、この報道を受けまして、直ちに町内でも副町長、関係課長等で協議を行いまして、次の2点について緊急的な対応策を行うことを決定をいたしたところでございます。

一つは、町内の防災無線を通じまして、関係農家、あるいは広く町民にも注意を十分喚起をしていきたいと思っております。きょうの昼には放送をする予定でございます。

それから、もう一つは、消石灰を養鶏農家の皆さん方でございますが、35戸ありますけども、20袋ほど配付をしたいと、いわゆる700袋になるかと思っておりますけども、配付をしたいということで思っております。それから、昨年11月から全国で発生をしておりますPED、いわゆる豚の流行性下痢であります。これがまた再発をするということでございますので、これにつ

きましても、養豚農家に、10戸ありますけれども、30袋ほど配付をし、合計で約1,000袋ほど配付をする計画にいたしているところでございます。近くまた、農協等を通じてこういった消石灰の調達をして配付をしたいということで考えております。

以上でございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第56号 平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第57号 平成25年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第7「議案第59号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第8「議案第58号 平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第9「議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第5「議案第56号 平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第9「議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで、以上の議案5件を一括して議題とします。

なお、決算特別委員会審査の中で決算書に合わせて提出のありました証書類に印刷の誤りがあり、執行部から訂正の申し入れを受けて審査が行われております。お手元に配付された正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○決算特別委員長（岩元 涼一議員）

決算特別委員会に付託されました「議案第56号 平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第57号 平成25年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第58号 平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について」「議案第59号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」審査の過程と結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月30日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に私岩元涼一が、副委員長に上久保澄雄委員が選任されました。

審査は、10月6日から10日までの5日間の日程で、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査については、既に監査委員が例月出納検査等を初め専門的立場で照査されていることから必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また、今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案5件のうち、議案第57号及び議案第59号については原案可決、議案第56号、議案第58号及び議案第60号については認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第56号 平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、農業委員会の関係で監査意見書にも基幹系システムの更新に伴うシステムへの移行後、農家台帳システムが完全な状態でないとのことであるが、その内容等についてただしましたところ、新たな基幹系システムへの更新がなされ、相続登記等により所有権移転された農地が課税台帳は更新されているのに農家台帳システムには反映されない状況が続いているとのことでもあります。この答弁を受けて、農家台帳は農業委員会における事務事業推進のベースとなるシステムであることから、早急に改善が図られるよう要請いたしました。

次に、健康増進課の関係で、平成23年度の健康づくりのまち宣言後、保健師の体制は充実されたが平成25年度の保健師の人数、その効果と今後の方向性についてただしましたところ、現時点で8名の保健師等が業務を行っている。効果として、子供医療費では中学生まで枠を拡大したにもかかわらず、270万円程度の減額になるなどの効果が出ており、今後においても健康増進を図ることが医療費の抑制につながることから、保健師の持っている力を十分生かしながら医療費の抑制に努めたいとのことでもあります。この答弁を受けて、医療費の抑制は健康増進課だけではなく、関係機関との連携が不可欠であり、今後も継続して取り組まれるよう要請いたしました。

次に、担い手育成支援室の関係で、県、町及びJAのワンフロア化による支援体制の強化で、具体的に平成25年度の成果はどのぐらい上がっているかただしましたところ、目に見えた成果は顕著に表れていないところであるが、認定農業者へは3年目と5年目に、三者が一緒になって指導を行っている。また、経営や畜産、作物などそれぞれの専門があり、相談に来られた場合はその相談に応じて指導を行っているとのことでもあります。この答弁を受けて、新規の青年就農者へは数年間の補助金もあるが、就農が営農へとつながっていくように徹底した巡回指導を要請いたしました。

次に、耕地林業課の鳥獣対策の関係で、終野地区は県のモデル地区として認可を受け、道路部分にテキサスゲートを3カ所設けて被害を防ぐということであったが、設置後の被害の状況についてただしましたところ、水田2枚にイノシシが出た程度で、その他の被害はない。テキサスゲートについては、センサー付のカメラを設置して撮影した写真では、鳥獣がテキサスゲート付近で立ち止まって中に入っていない状況が写っており、効果は出ていると思われるが、今後確認のために動画で撮影するとのことでもあります。

また、監査意見書中で、耕地林業課の工事請負2件が工期内に完了せずに受注業者の怠慢を指摘してあることについてただしましたところ、災害復旧工事を受注した業者が県の工事も受注したことにより手一杯の状況となり、最終的に工期に3日間のおくれが生じたことから、遅延損害金の支払いと、指名推選委員会において指名停止処分を行ったとのことでもあります。

次に、商工観光課の関係で、観光ボランティアガイドの観光案内業務委託について、具体的などのような実績があったのかただしましたところ、観光ボランティアガイドは平成25年度に発足し、現在16名の観光ボランティアガイドが研修を重ねながら月に一、二回観光バスの案内を行っている。

また、県でも3市2町で広域的な観光ルートの案内を進めており、現在宗功寺公園を中心にした歴史資料館グループ、紫尾神社と紫尾山グループ、永野金山グループの3つのグループで活動している。今後はさらに研修を重ねながら、町内の温泉などの観光施設も含めて実績を上げていきたいとのことでもあります。

次に、企業誘致対策室の関係で、企業立地促進助成金が交付された2社の企業に何人の雇用実

績があったのかただしましたところ、この助成制度は町内居住者3名以上の雇用で給付金が助成されることから、企業立地促進助成金が交付された2社については、それぞれ4名の新規雇用があったとのことでした。

また、町内企業に勤務する従業員の町内居住割合について資料の提出を求めたところでありませぬ。

次に、農政課の関係で、6次産業化の推進等について、どの程度6次産業化が定着してきつつあるのかその実績をただしましたところ、町長マニフェストの中でも生産から加工、流通までを推進し、農家所得を増やしたいということで進めている。実績として、薩摩地区の梅農家など、産業として自立を目指して自分で頑張ろうという農家も育ってきてきつつあるが、全体的には産業として自立まで至っていない実情であるとのことでありませぬ。

また、農林業振興プロデューサーの活動実績についてただしましたところ、平成25年7月1日から農林業振興プロデューサーを設置し、特に竹林改良と鳥獣被害防止対策を重点に取り組み、これらのほか、農林業関係10団体の連絡会議の設置や農林業振興大会の企画立案を含め、農林業振興施策等の推進に努めたとのことでありませぬ。

次に、消防本部の関係で、柵野分団と紫尾分団の再編についてただしましたところ、消防団員、後援会、地区役員等に再編について、他地区の消防団員が管轄する人口割合の比較等も交え説明し協議を行ったが、柵野分団は小規模ではあるが団員も確保されている。将来的に団員確保が困難になった場合にはやむを得ないが、現状では区から消防団がなくなるということに関して理解を得られず再編には至らなかったものの、最終的には再編の必要性については理解していただいた。今後においても粘り強く継続して再編に向け取り組んでいく必要があるとのことでありませぬ。

また、他分団についても、今後再編及び定数の見直し等について取り組んでいきたいとのことでありませぬ。

次に、教育総務課の教職員住宅の関係で、償還済みの共済住宅は普通財産へ移管できないかただしましたところ、償還が済んだ住宅については町の財産となるが、79戸のうち31戸を一般に貸し付けている状況等を踏まえると、教育財産から普通財産へ移管して一般の住宅としての活用も考えられる。財産管理課で公共施設の活用計画等についての計画書も作成しなければならない状況等もあり、今後、財産管理課とこの住宅の関係等についても協議していきたいとのことでありませぬ。

次に、社会教育課の関係で、こども図書館の利用度を上げる工夫と効果についてただしましたところ、こども図書館は開設してことしで3年目を迎えているが、開設された当初からするとこども図書館という目新しさが薄れてきて、利用者の大きな増加に結びついていないのが実情である。年間7,000人から8,000人を推移している状況ではあるが、やはり利用者の多くは土曜日、日曜日に集中しており、平日は利用者が少ないことから、各種イベントの企画、関係団体や機関への積極的な活用を呼びかけ、利用者数の拡大を図っていききたいとのことでありませぬ。

次に、総務課の関係で、平成25年度に実施した防災点検で新たに土砂災害が発生する箇所があったものか。また、この点検を受けて防災マップを作成したものかただしましたところ、県の調査により土砂災害の危険箇所として指定を受けている土砂災害警戒区域は1,409カ所あり、指定の際に各地域において航空写真付の土砂災害ハザードマップを配付し説明を行っている。昨年度防災マップの作成は行っていないが、自治体の責務として早い段階で検討を行い、原子力防災関係分の追加や広島県の土砂災害の教訓も含め町民にわかりやすい複合したマップ、あるいは資料の作成、配布を考えているとのことでありませぬ。

次に、税務課の関係で、滞納繰り越しの不納欠損処分を取り扱いについてただしましたところ、

税の公平性を第一に、単に5年経過したものを時効で落とすということではなく、あらゆる調査を行い、物件等があれば差し押さえて公売に付して徴収に努めている。生活が困窮している状況の場合にあっては不納欠損処分を行い、その後は確実に納付してもらうよう納税相談を行いながら徴収に努めているとのことでもあります。

次に、財産管理課の関係で、町道整備等における登記事務の未処理分の取り扱いについてただしましたところ、登記未処理は平成25年度末で401筆あり、合併前からの未処理分が加算されている。この未処理分について、相続関係の書類が整理されていない分もあり、以前から残っている分については登記法の改正によりもう一回測量を行い、登記図面もつくり直して再度法務局に提出する分の土地も出てきている。平成24年度末が567筆、平成25年度末が401筆で、登記未処理分も年々少なくなってきたのはいるが、これからも登記未処理の減少に努めていきたいとのことでもあります。

次に、福祉課の関係で、予備費充用の内容についてただしましたところ、37万4,000円については、宮之城ひまわり館の空調設備の圧縮機が故障し、緊急の対応を必要としたことから修繕工事に充用したものである。147万円については、町の泉源であるいぬまき荘とほのぼの苑に分湯している泉源ポンプの修繕費に充当したもので、分湯に当たっては2台のポンプを定期的に切り替え使用していたが、1号機が故障し、2号機まで稼働不能となれば温泉が配給できない事態が危惧され、ポンプ自体の取りかえを含めて修繕工事に充用したものであるとのことでもあります。

次に、町民環境課の関係で、住宅新築資金等貸付金の回収業務の状況についてただしましたところ、平成25年度の滞納者の返済状況は、毎月返済者が4名、毎月年金給付月の返済者が3名、不定期の返済者が3名、全く返済のないもの20名に大別される。平成25年度で、定期納付者2名、年金給付月納付者1名が償還を終了したが、全く返済のない20名については債務者や保証人の死亡、破産、競売など複雑な事情があり、現在、財政担当のほうで不納欠損ができるような債権管理条例を検討しており、これらを考慮した上で、今後法的な手続を考えていきたいとのことでもあります。

次に、予算の流用額より多い不用額があることから、本庁と支所の予算執行についてシステム上で一本化して執行できないか企画財政課にただしましたところ、技術的には不可能ではないが、そこには複雑な事務が存在することから、それぞれの施設ごとに管理できる範囲で予算の執行を行っている。一本化した場合、どこまでが施設で執行できる予算なのかわからなくなる危険性もある。一元化の流れの中で可能な部分もあるが、システム上いろいろな問題があることから、5年ごとのシステムの更新時に段階的に進めていきたいとのことでもあります。この答弁を受けて、財産管理上の流用に限らず、本庁、支所間の予算執行がシステム上で簡単に処理できる方法を検討するよう要請いたしました。

次に、介護保険課の介護保険事業特別会計の関係であります。基本チェックリストの2次予防の不参加者に対する対応についてただしましたところ、約6,000名の方に出したチェックリストの中で、25項目を点数化して判断をした結果、該当者が1,929人となった。

また、家庭の状況まで調査しており、家庭状況において元気に外出、あるいは自宅で農作業などの状況がわかる方は決定から非該当としたところである。平成25年度の決定者は533人となっており、通所型介護予防事業に参加しなかった方、予防教室に参加できなかった方など、訪問指導の決定者に対しては保健師、栄養士、口腔の歯科衛生士等が訪問して対応を図ったとのことでもあります。

次に、健康増進課の国民健康保険事業特別会計の関係であります。国民健康保険基金の平成

25年度中の基金の取り扱いと保険料の改定について検討されなかったものかただしましたところ、基金の積立は条例の中で前年度分の保険給付に要した費用の平均3カ月分以上に相当する額と規定されている。金額にすると5億8,000万円程度は積み立てておくべきであるが、基金の取り崩しが始まった段階から考慮される必要があったと考えている。国民健康保険については保険者負担が原則であり、保険料を上げる方向で検討を進めるが、急激な上げ幅とならないよう他の自治体の状況等も踏まえながら慎重に検討したいとのことであります。

また、重複、頻回受診に対する訪問指導についてただしましたところ、友人等が周りにいなくて病院がサロンの場となっており、病院に行くしかないとの回答を受けている。今後もの確な訪問指導を行いながら医療費の抑制に努めたいとのことであります。

次は、「議案第57号 平成25年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第58号 平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、「議案第59号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

水道事業運営については、将来的に水道事業の統合が迫っている中で、4,000万円程度の純利益で統合に対して支障はないものかただしましたところ、上水道と簡易水道事業の統合については、国から簡易水道事業の統合が進められており、必然的に統合しなければならない状況にある。本町では平成28年度に手続を行い、平成29年度からの適用で考えている。現在の料金は上水道が低く簡易水道が高い状況にあり、具体的な統一料金単価の設定はこれからになるが、考え方としては日本水道協会の料金算定要領を基本に、口径別の基本料金を使用水量に応じた4段階程度の単価を設定することで、一般家庭への影響ができるだけ少なくなるよう検討していきたいとのことであります。

最後に、国民健康保険基金の積立金の現状から、合併後10年間保険料の改定がなされずに現在に至っているが、平成23年度から基金の取り崩しも行われており、保険料の改定については平成25年度中から検討すべきでなかったか、特に、町長の出席を求め見解をただしたところであります。

国民健康保険事業の財政については、これまでも議会への報告を行っているが、非常に厳しい状況が続いており、1人当たりの医療費は県内で5位と非常に高い中で、税率の改正もせずにこの10年間よく耐えてきたと思っている。医療費は変動が著しいことから、通常の事業執行と異なり見通しを立てるのが非常に難しいところがあり、基本的には町民の負担を軽減するために保険料の値上げを避けてきたが、それも限界にきており、現在担当課には、税率改正について検討するよう指示を行っている。今後においてはどの程度の額になるか十分試算をしなければわからないが、上げざるを得ないと考えている。

また、極端な税率改正は保険料の収納が難しくなるという課題もあることから、他の団体も行っている一般会計からの繰り出しもあり得るとの答弁であります。

この答弁を受けて、本事業は被保険者の支え合いで運営する制度であり、受益者負担という考えからも一般会計からの繰り出しにも限度があるとして、先を見越した財政運営に取り組むよう要請いたしました。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても慎重に審査をした次第であります。

なお、監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要望し、報告を終わります。

[岩元 涼一議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、「議案第56号 平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第56号 平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第56号 平成25年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、「議案第57号 平成25年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第59号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、以上の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する決算特別委員長の報告は、原案可決です。決算特別委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第57号 平成25年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第59号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、以上の議案2件は、決算特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第58号 平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第58号 平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第58号 平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、「議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

△日程第10「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（平成26年度さつま町一般会計補正予算（第4号））」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（平成26年度さつま町一般会計補正予算（第4号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」であります。

これは、平成26年度さつま町一般会計補正予算（第4号）につきまして、衆議院議員選挙費並びに最高裁判所の国民審査費に要する経費の補正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めたものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画財政課長（崎野 裕二君）

それでは、議案第61号、専決第3号でございます。一般会計補正予算（第4号）でございますが、今回の補正につきましては、11月21日の衆議院の解散に伴います衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に要する経費の補正に緊急を要したため、同日付けで専決処分をさ

せていただいたものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思
います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（平成
26年度さつま町一般会計補正予算（第4号））」は、これを承認することに御異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決
第3号）（平成26年度さつま町一般会計補正予算（第4号））」は、承認されました。

△日程第11「議案第64号 さつま町職員の給与に関する
条例の一部改正について」、日程第12「議案第
68号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第
5号）」、日程第13「議案第72号 平成26年度さ
つま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第
14「議案第74号 平成26年度さつま町簡易水道事
業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」か
ら日程第14「議案第74号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」ま
での議案4件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。これ
は、人事院勧告及び鹿児島県人事委員会の給与勧告に基づきまして、本町職員の給与を改正しよ

うとするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第68号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。これは、ただいまの人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定等に準じまして、人件費の調整に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,103万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億7,648万5,000円とするものであります。

次に、「議案第72号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。これも、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じました人件費の調整を伴うものでございます。収益的収入から1,000円を減額しまして収益的収入の合計額を1億5,656万3,000円に、収益的支出から50万円を減額し収益的支出の合計額を1億3,730万5,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第74号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。これも、人勧に基づく国家公務員の給与改定等に準じまして、人件費の調整を伴うものであります。収益的支出に20万1,000円を追加いたしまして、収益的支出の総額を2億8,482万9,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

それでは、議案集の64ページをお開きください。

「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第68号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第72号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第74号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、議案第64号に対する質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号、議案第72号及び議案第74号の議案3件に対して、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第68号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、「議案第72号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第74号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」の議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案第68号、議案第72号及び議案第74号の議案3件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第68号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、「議案第72号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第74号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」の議案3件は、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで暫く休憩します。再開はおおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第15「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」、日程第16「議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、日程第17「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第18「議案第66号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第19「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第20「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第21「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第22「議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第23「議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第24「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第25「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から日程第25「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」までの議案11件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第62号から議案第76号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」であります。これは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づきまして、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」であります。これは、消防組織法の改正に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。国民健康保険事業特別会計の財政につきましては、市町村合併以降、保険税の収納率向上や特定検診の受診率向上を図るなど、各種保険事業に取り組みながら医療費の抑制に努め、さらに財源不足等につきましては町民に負担をかけないよう保険税率の改定は行わず、基金を取り崩しながら運営をしてまいったところでございます。しかしながら、これまで議会でも報告も行ってきておりますけれども、1人当たりの医療費が県内で高い順位を推移する中で、医療費給付状況は変動が著しいことから、通常の事業執行と異なり見通しを立てるのがなかなか難しいところもございま

す。

また、基本的には被保険者の負担を軽減するために保険税率を据え置いたことから、非常に厳しい財政運営が続いておりました、結果的に基金も枯渇をいたしましたので、これまでの財政運営も限界の状況にきているところでございます。

このようなことから、今後のさつま町国民健康保険事業特別会計の適正な運営を図るため、国民健康保険税の税率を改正する必要があることから、さつま町国民健康保険税条例の一部を改正するため提案しようとするものであります。

次に、「議案第66号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。これは、健康保険法の施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。これは、山崎団地の建てかえに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。これは、国民健康保険財政対策費に要する経費及び保育所運営費、有害鳥獣対策費、地産事業費、農産園芸振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,230万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,878万8,000円とするものであります。

次に、「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。これは、保険給付費、諸支出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,082万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,413万円とするものであります。

次に、「議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。これは、介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,064万1,000円とするものであります。

次に、「議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。これは、水道メーター取りかえに要する経費の補正に伴うもので、収益的収入に25万1,000円を追加し、収益的収入の総額を1億5,681万4,000円に、収益的支出に90万円を追加し、収益的支出の総額を1億3,820万5,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。これは、営業費用、建設改良費並びにその他所要の経費の補正に伴うもので、収益的収入及び支出において、収益的収入に13万2,000円を追加し、収益的収入の総額を2億9,570万円に、収益的支出に80万9,000円を追加し、収益的支出の総額を2億8,563万8,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、資本的収入に340万円を追加し、資本的収入の総額を7,555万円に、資本的支出に650万円を追加し、資本的支出の総額を1億8,649万4,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」であります。これは、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、地方債を起すことのできる期間の特例が定められたことに伴い、さつま町建設計画の一部を変更しようとするため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の62ページをお開きください。

「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○消防長（高木 卓朗君）

続きまして、議案集の63ページをお開きください。

「議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」内容を御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（松尾 英行君）

「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、議案集66ページになります。

お開きいただきたいと思いますが、「議案第66号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」さつま町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正しようとするものであります。

[以下議案説明により省略]

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、議案集の67ページをお開きください。

「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の関係でございます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（岩元 義治君）

「議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

先ほどの提案理由の説明の中で、議案第71号でございますが、平成26年度のさつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の中で、今回歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ申し上げましたけれども、この歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,064万1,000円に訂正方をお願いいたします。ちょっと読み違いがございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。32億6,064万1,000円ということでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、12月4日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第26「議案第77号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第26「議案第77号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第77号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について」であります。

これは、肝属東部衛生処理組合の解散等による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の77ページをお開きください。

「議案第77号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について」の内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、本案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。議案第77号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第77号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第27「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第27「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月3日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散会時刻 午前11時42分

平成26年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

平成26年12月3日

平成26年第4回定例会一般質問

平成26年12月3日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(10) 川口 憲男	<p>1 歳入の確保対策について</p> <p>地方交付税の減少が危惧される状況の中で、政府では地方創生を目的に支援策が講じられるが、依然として本町の年間予算は7割以上を依存財源に委ねている状況である。</p> <p>(1) 町づくりには、経済的進展、定住対策、人口減対策など、町の課題を克服することが重要である一方で、3割に満たない自主財源の確保対策も大きな課題と考える。その対策について伺う。</p> <p>(2) 地籍調査が全町で完了し、平成27年度から地籍更正に伴う新たな固定資産税の課税がなされるが、その内容と関係町民への周知をいかに図っていくのか伺う。</p>
2	(2) 木下 敬子	<p>1 子育て支援について</p> <p>(1) 妊婦や子育て中の親の孤独感や不安を解消するため一元化した施設を作る考えはないか。</p> <p>2 有害鳥獣捕獲後の処理について</p> <p>(1) 猟友会の方など駆除をお願いしているが、最終的な処分は山に埋めていると聞く。処理の仕方について猟友会からの要請はないか。</p>
3	(11) 米丸 文武	<p>1 農業振興策について</p> <p>(1) 農業を取り巻く状況はますます厳しくなっている。基幹産業として、このままでは後継者どころか農業生産者の減少はますます進むばかりである。農業の今後をいかに捉え、町独自の振興策はどのように考えているのか伺う。</p> <p>(2) これまで6次産業の推進に取り組まれているが、その成果はどのような状況なのか。</p> <p>また、今後の推進をどのように考えているのか伺う。</p>

平成26年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成26年12月3日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	湯下 吉郎 君
企画財政課長	崎野 裕二 君	税 務 課 長	松尾 英行 君
福祉課 長	王子野 建男 君	農 政 課 長	平田 孝一 君
教育総務課長	上野 俊市 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。12月議会のトップバッターで通告いたしました一般質問について、町長にお伺いいたします。

歳入対策について通告いたしました。地方交付税の減少が危惧される状況にありますが、政府では地方創生を目的に支援策を講じられようとはしていますが、衆議院の解散総選挙でその行く末が見えない状況になりました。本町では、年間予算の7割以上を依存財源に委ねている状況にあります。財政対策には、これまでも多くの同僚議員も質問をしてきました。それだけに、町にとって大事な施策と捉えています。

次の2点について、町長の考えを伺います。

1点目、まちづくりには経済的進展、定住対策、人口減対策等まちの課題を克服することが重要である一方で、3割に満たない自主財源の確保対策も大きな課題と考える。その対策について、考えを伺います。

2問目には、地籍調査が全町で完了しました。平成27年度から地籍更正に伴う新たな固定資産税の課税がなされるが、その内容と関係住民への周知、また、このことによる問題が生じることは考えられないか、伺いたいと思います。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

一般質問のトップバッターの川口憲男議員のほうから質問がされましたことについて、お答えをさせていただきます。

まず、歳入の確保についてでございますけれども、3割の自主財源の確保対策ということでございます。財源の確保に関しましては、いろいろな捉え方があると思っておりますけれども、主に歳入の側から見ますと、予定をされている歳入をしっかりと収納をするということが大事でございます。

そしてまた、歳出の面から申し上げますと、予定の支出を節約をして、財源を捻出をするということがあるかと思っております。

近年では、ほかにも各種の広告料あるいはこのスポンサーによりまして、イベントの開催などにより、新たな歳入の確保、あるいはこの歳出の削減、こういったことに取り組まれている事例もございます。

今、この3割に満たない自主財源の確保対策ということでございますけれども、自主財源の確保

対策としましては、その主要な財源でございます町税、これに主眼を置きながら本町で早くからこの税の滞納整理指導官、こういう専門の職を配置をいたしまして、いろんなこの視点から指導、助言をいただきながら滞納整理に努めてきたところでございます。

これまでの努力の成果もありまして、県下でも先進的な取り組み事例として注目をされまして、差し押さえ物件等の公売会、こういったことなども実施しながら近隣の市町にも広がりを見せておるところでございます。

先般も北薩地区、3市2町によります合同公売会も実施をしたところでございますが、副産物としてその成果も表れているところでございます。

あわせて、その他の税外収入の債権に関しまして、町税を参考にしながら不良債権の整理に懸命に努めているところであります。

また、使用料につきましては、受益者負担の原則もございますので、行革によります施設全体の見直しを進めまして、負担の公平性の視点に立っての料金の統一化などの取り組みを進めてきたところでございます。

一方で、このたび地籍調査が完了をいたしましたことに伴いまして、平成27年度からイコール課税を開始することによりまして、収入の増が見込まれるところでございます。課税客体の把握などにつきましても引き続き負担の公平性、平等性に留意しながら財源確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

そのほかあのいろいろと財産収入の関係、こういったものも自主財源としてございますので、こういった土地の貸付なり、基金の利子の運用とか、あるいはこの財産の売り払い、そういったこともこれまでも十分、取り組みをしてきているところでございます。

次に、地籍調査の関係でございますが、地籍調査の終了後のいわゆるイコール課税に関する御質問でございます。地籍調査につきましては宮之城地区が昭和57年度から実施をしてきておりまして、平成23年度まで30年間という長きにわたり、そしてまた鶴田地区のほうは昭和60年度から平成23年度まで27年間の期間をかけまして、一筆地の調査が終了いたしましたところでございます。本年中には法務局への登記が完了する予定でございます。町民の皆さまの御理解と御協力をいただきながら、今回、地籍調査が終了することになりまして、非常に感慨深いものを感じております。これまで地籍調査に携わっていただきました地籍調査推進委員の皆さま方を初め、多くの皆さま方に対しまして感謝を申し上げるところでございます。なお、薩摩地区につきましては、昭和55年度から平成10年度まで19年間をかけまして地籍調査は終了されておりますので、平成12年度からイコール課税が始まっておるところでございます。

宮之城地区と鶴田地区につきましては、本年中に登記が完了することから、来年度から登記簿に記載された面積により課税をすることとなります。

来年度の固定資産税は、地籍調査によります増加分としまして約3,000万円から4,000万円の増収を見込んでおるところであります。納税義務者の中には負担が増えるという方が当然いらっしゃると思いますので、御理解をいただくため、平成24年度以降、毎年、地区行政推進員、公民会行政連絡員の研修会時でもこのイコール課税についてはお知らせをしてきておるところでございますし、昨年度と本年度の固定資産税の納税通知書の発送時に課税資産の明細書を同封をいたしております。その中で地籍調査後の面積と税額もお知らせをいたしております。

また、昨年度は12月号の町報で、そして本年度は6月号の町報でもこのことについては情報提供をいたしてきておりまして、さらに今月号でもお知らせをすることにいたしているところでございます。

近日中に平成27年度の固定資産税の予定税額等を納税義務者に通知することといたしまして、

周知と理解の徹底を図ってまいりたいと考えております。

先ほど、薩摩地区のところで平成55年と申し上げまして、失礼しました。昭和55年度から平成10年度までの19年間ということでございますので訂正をさせていただきます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○川口 憲男議員

まず、町長に財源確保について、今答弁していただきました。

これまで行財政改革の遂行で事業費の削減、あるいは人件費の削減には職員の減ももとより、議員においても大幅な削減を図られてきました。歳入にも滞納整理官を設置し、滞納減に努められたりしていらっしゃることは行革の成果として十分捉えております。

しかし、町内の経済的な面や人口減対策等では方向性が見えない状況ではないでしょうか。

1問目で述べたように、今後の自主財源確保対策は町民の所得増、あるいはこれはすぐには形に表れないでしょうけれども、今や遅きであるが、新たな施策を講じて所得増を図るべきと考えます。

再度、この一般財源の増ということで、自主財源の増ということでどういう考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

自主財源の確保対策というのは、とにかくやっぱり大きなものとしましては、先ほどから申し上げておりますとおり税収という町税でございます。約20億円、あるいはその内外でございますけれども、やはりこの現年課税を中心として滞納ができるだけ無いようにということで、先ほど申し上げましたとおり徹底した徴収対策を講じているところでございます。それが一番の基本となる大きな額でありますので、そういったことに努力をしていくことが大事かと思っております。

そしてまた、何よりもそういう税収が増えるためには、地域の経済が振興していくと基本となっております農林業の振興、そしてまた商工業の振興といった、そういった産業の活性化というのが何よりも大事かと思っておりますので、そういったことにこれまでも努力をしていきたいと思っております。

そのほか、勤労者の皆さん方が所得が上がる、経済が発展をして所得も上がるということがございますので、やっぱり町内の各企業、そういう皆さん方がやはり発展をしていただくことが一番よろしいのではないかと思っておりますし、働く場というのをいかに確保していくかということで、これまでも企業誘致活動には懸命に努力をしてきておりますし、私が就任をいたしましてから10社ほど、そういう新しい立地協定もいたしましたし、増設の関係についても7社ぐらい、少なくともそういう形で雇用が増えて、そういう所得の向上につながっているということもあるところでございます。

農林業の関係につきましても、今、非常に高齢化が進んでおりますので、そのへんのところも何とかこの新しい、米に代わる、あるいはこのいろんな作物の振興ということで重点作物も考えながら所得の増に努めているところであります。

そのほか、定住対策をいかに進めるかということも大事かと思っておりますので、今、確かに全国的に日本全体が人口減の中に入りますが、東京一極集中ではなくて地方に均等に人が住んで活性化をしていく、そのためには定住対策というのはこれからも非常に重点的な施策としてやっていかなきゃならないと思っておりますので、人がいること、そのことが経済活動が活性化することであるので、そういったことに力を入れていきたいと思っております。

あとは交流人口を増やすということも、こういうなかなか人が増えないということになりますと交流人口を増やすということも当然、地域のいろんな経済活動の形につながっていくことであ

りますので、そういったこともこれからも引き続き取り組んでいきたいと思っているところでございます。

とにかく、こういった生産年齢人口をいかに増えていくかということが一番の課題でございます。将来的に女性の数がどんどん減っていくということでありますから、子供たちが産まれる割合というのが将来的に非常に少なくなる、日本全体がそういう形になっておりますので、やっぱり子供が健やかに産まれる環境をいかにつくっていくか、育てやすい環境をいかにつくっていくかということも非常に大事な部門でありますので、いろんなこの少子化対策とか定住のためのいろんな施策を積極的に講じていきたいと思っているところであります。

○川口 憲男議員

答弁の中にもありましたように、地域経済の対策をいかにしていくか、所得対策をどういうふうにするか、これが自主財源の大きな柱につながっていくんじゃないかと私も考えます。そのためには津々今説明されました働く場の確保、あるいは交流人口、さまざまな施策があると思います。今、町のほうでもそういうところをとってらっしゃるんですけども、なかなかその形が目に見えてこないところが現状じゃないかと思っております。きのう、公示されました国政選挙の結果も私たちのまちにも与える影響ちゅうのは多大なものがあると思います。その中にありましても、町には社会保障制度やら地域経済の影響も懸念される場所ですけど、やはり依存財源から少しでも自主財源確保へ厳しい状況ではあるんですけども、そういう方向性に導く施策といえますか、対策が必要だと感じております。

先般、9月の議会で、私は町有林の利活用のことを有効活用策を提案いたしました。このことも多額な金額ではないんですけど、あとも質問いたしますが、国土調査によって収益といいますか固定資産税の増益が3,000万円から4,000万円あると答弁されましたけど、やはり町内にある少しの資源、あるいはこのあとも同僚議員が質問します農業に対することも町長も言われましたけど、農業政策についても目に見えないといいますか、形的に大きく表れないですけども、地道なことをやっていくことが町民の所得、それが強いては町税の増収につながるんじゃないかと考えます。ぜひそういうところも考えていただきまして、その町の対策の中に織り込んでいただきたい。積立金が、積立金というおかしいですね、基金が65億、それから財政調整基金が36億あります。これを有効に使ってということもありますけれども、願わくば1割ないし0.5割そういうふうな方向に使えるような方向性はないものなのか、そこも考えていただきたいと思えます。

先般、中学生議会がこの議場で行われました。そのときに、ある学校の生徒がペットボトルの質問をしました。これを1中学校でなく町内の全学校、あるいは全町内でこういうことを取り上げてやっていくことはできないかということ町長にも質問したと思えます。私もそれを聞いてきまして、なるほど小さなことではあるけれども1つの小さな積み重ねがこれは大きくなっていくんだなということを感じました。たかが1円、されど1円という言葉もあります。やはり、まずは小さな輪を大きな輪にしていくことは、これは全町取り組んでいかなきゃならないことだと思います。町内でも資源ごみの収集のことにつきまして分別収集ということをしてはいますけれども、これがまたお金にかわるんですよということを広く町民にも知っていただき、それをいかに活用化するかということも一つの手だてじゃないかと思っております。

それで、公有財産のあり方や、薩摩川内市は今、民間委託している事業を3館、4館だったですか、無償でもう民間のほうに売り渡すという新聞報道も出ております。やはり財政改革には身を切る努力といいますか、町自体が身をきれいに、きれいにするっちゅうことは言葉に語弊があるかもしれませんが、不必要なものは処分してしまうというようなことで、そういう

ことにもつながっていくんじゃないかと思っております。

この町が、さつま町がこれからあとに財政的に苦しめない方向性を持つていくには、さらに町民の方々へもこういうことを訴えていって、小さなことから大きく広げていくことじゃないかと思っております。町長も以前にも「隗より始めよ」という言葉を発していらっしゃいます。これは小さなことから始めていこうということなんですけれども、この自主財源対策につきましては、本当にいつにその形が表れるかちょっと疑問ではありますけれども、まず取り組むことじゃないかと思っております。町長に今まちにある公有財産とか自然を生かす努力が、いま一度考えていただきまして、町内から財源確保を図るような方向性を、先ほども申されましたけれども、私が申しますように町有林の開発、それを輪に民有林まで広がっていく、きれいな山村のまちを形成するようなことができるんじゃないかと思っておりますけど、そのところについて町長に再度伺いたします。

○町長（日高 政勝君）

自主財源を確保するためにはいろんな手だてがあると思います。

今、例えば広報紙へなんかもホームページ等々も通じたりして、いわゆるバナー広告をとったり、そういう形で少しでも財源の確保に努めたいという取り組みもいたしております。

まあ財産の関係、山の関係もおっしゃったとおりであります。過去30年来本当に山の値段が多くて主要な財源としてなっておりますけど、今、非常に木材価格というのが低迷を続けておりますので、なかなか収入のところまで上がらないというところがございます。今、将来的にそういう見越しをしながら除間伐の手入れもしながらしっかりと財として育てていくことにいたしております。とにかく今はその樹齢からいきますともう利用期に入っているわけでありまして、なかなかそういう財産収入として計上できるまで至っていないというのが実情でございますので、この辺は長い目で対処していく必要があるかと思っております。

あと、いろんなこの小さい積み重ねをしながら、確かにそうだと思いますので、いろんな知恵を出しながらそういう努力もしていきたいと思っております。

将来的には税金なんかの納付の仕方も役場の窓口、あるいは収納代理機関がそれぞれありますけれども、例えば今町内にもコンビニがたくさんできております。そういうところでも自由に簡単に納めができないかということも今検討中でございます。ちょうどまた基幹系のシステムも更新の時期に入っておりますので、そういった時点で何とかできるような形ができないかということも今検討も進めておりますので、そういった中でさらにこの税金にしましても使用料手数料につきましても、納めやすい環境をつくることも一つの自主財源の確保になるんだというふうに考えているところがございます。

さまざま本当、工夫をしながらこういった自主財源の確保というのは取り組みをしていきたいと思っております。先ほどありました使用料手数料についても見直しをしながら、本当にこの受益者負担の原則というのがありますので、そういった視点に立って適正公平な価格の設定も今後検討していきたいと思っております。

○川口 憲男議員

山のことに関して町長に答弁いただきましたけど、私も小さなことだと思います、町長。その日、ことししたから、ことしの末に形が見えるかということは考えられない、考えられないちゅうことではないんですけど、望めないんじゃないかと思っております。やっぱし、今答弁にありましたように長い目を見ていかないとそういうことはできないと思っております。

収納の状況も代理店、コンビニとかいろんなところで収納をしていただく方法もあるということですけど、それにはまず所得増があつて町民がそれにどっからでも納入するよつていうような

意欲を持たんとその納入先を多く見つけても意欲が湧かないのじゃないかと思っております。

この前の行革の資料を見ておりまして、こういうのが出ております。自主財源の確保、資産の有効活用や処分、事業の内容の見直し、情報通信技術を活用した事務システムの効率化を図る、健全で継続可能な財政運営を求めるということです。これから先、次世代のために今、何をすべきか現状を見て、我慢していくところでしょうか、それとも地場産業を高揚させ雇用の促進を図ったり地域経済の成長を促す政策が必要なのか、さつま町に必要ではないでしょうか。将来の人口減、高齢者対策にもつながるような施策を取るべきじゃないでしょうか。今回、明けて国民健康保険のほうも受益者負担というのがもう出ております。そしてまた、今ありましたようにいろんな面で町民への税負担とか利用者負担というのが出てきます。そうであればあるほど町民所得の底上げといいますか、町民所得が上がるような施策を町としても取っていかれるべき方向性じゃないかと思っております。

このあと質問も出るとは思いますけど、ことしの米の価格を見て町内の生産者は嘆いております。これが続くようであればもうやめるよ、ということも言われております。一概にその政策をどうこうせいということは簡単にはできないでしょうけれども、やっぱりそういう、一方では減収が続く、一方では増収につながるような状況にある。そういうのなんかでやっぱり町としての対策ちゅうのは、少しでもいいですから増収対策、その自主財源の増につながるような施策を取るべきと私は考えます。

最後になりますけど、町長、この質問については最後ですけど。町長、再度、今、2問のところで大分お答えいただきましたけれども、これといった方向性というか施策はないと、ないと言ったらおかしいんですけど、施策が取れない状況にあると思うんですが、町長も2年目を越されて、今期あと残り2年になりますけれども、この中で、絶対これだけはして町民の所得向上を図っていくということをもう一回お聞きしたいと思っております。3つの矢やったですか、町長、4つの矢、3つの矢やったですか、を読んでもみましたが、なかなかこういう自主財源のアップ、それから町民の所得向上というところについての施策が見えないようでしたけれども、再度、町長、そこのおところをお聞きしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

町民の所得を向上するというとやっぱり産業の振興しか、私はないと思うんです。それとこういう勤労者の皆さん方の所得がいかにか増えるかということは企業自体の企業努力というのが当然出てくるわけでありまして、やはり、本町は農林業の振興を基幹としておりますので、やっぱり農業の振興あってこそ商工業の関係もそういう購買力が高まるということにつながっていくわけでありまして、これについては、農業振興についてはいろんな施策を今まで予算を通じてお判りだと思っておりますので、畜産にしる、どこよりもいろんな手だてを講じてやってきております。水田からいろんな果樹、あるいは園芸、全ていろんな取り組みをしてきているわけでありまして、それはやっぱりいろんな経済状態というのがありますので、いろんな消費の問題とか、いろんな絡みがあって所得というのができてくるわけでありまして、そういうことを総合的に考えながら町としてはこれまでもやはり引き続き、農林業の振興というのを重点においてやっていきたいと私は考えておるところであります。

○川口 憲男議員

ぜひ、今おっしゃった、やっぱり所得向上ちゅう、そういう形が目に見えてくるという形、私はこれをしたからあるということはないと、ないちゅうか、そんなに表面に出てくることはないと思うんですけども、答弁にいただきました農林業の振興等で今、施策もいろいろしてましますけれども、先ほど申し上げましたように天候の関係ではありますけど、ことしの米値段については

相当農家の方々も心配されております。いろいろなことについて高齢化が及ぼしている影響、例えば畜産の後継者とかいろいろあると思います。町長のところでもいろんな施策はされておりますけども、そういうところにマイナスといいますか、負の形が出てきているような気がします。後継者不足というような人口減というようなところでできるところも事実だと思えます。ぜひ、もう一回、今、国政の中でも東京ばかり見て地方を見ないという言葉でいろいろ市町村の首長さん、あるいはいろんな方々から聞きます。逆に言えば、うちのさつま町でも山村部の裾野を見ていただく、あるいは農業の実態を見ていただく、あるいは商業の状態を見ていただく、もう一回そこに、原点に帰っていただきまして施策のあり方を考えていただきたいと、そして町民の所得増につながるような方向性を一緒になって取り組んでいくべきじゃないかと考えておりますけど、ぜひそのところは取り組んでいただけるように要請して、この質問は終わりたいと思えます。

次に、地籍が完了したことによる固定資産税の増ということがありました。確かに、全町で全てが終わり、残りは法務局への登記ということのようです。町長の答弁にもありましたように、このイコール課税については昨年町報、そしてまた10月か11月の広報、そして今回の12月広報にもこういうことで周知をするということが出ております。ただ、その中であって、私がちょっと腑に落ちないといいますか、再度ここあたりをもう少し町民の方々へも訴えるべきじゃないかということが、やっぱり固定資産税というのは税ですから、税の公平性が私は尊重されるべきだと思っております。この中であって、課税がされる方と従来のままの筆界未定にあつて税はそのままという方々の二通りができています。確かに、27年度課税される方々にとっては、極端なことを申し上げますと、1畝の山が1反歩になって課税が発生したということも聞いております。やっぱり、そういう方は素直に町の課税に応じていらっしゃること等もあると思えますけど、反対にそういう1畝が1反になる、1反5畝になるという方の中が筆界未定のままでしたら、その方は従来の1畝のままの課税、非課税になるわけですけど、そういうところへの対応をどうして説明されるのか、課税される方々へ納税していただけるように御理解をいただくということを申されましたけれども、再度、広報紙等でこの課税単位については訴えていかれるんですけど、こういう筆界未定で法的手続きを自分たちでせんにゃならんような人たちのところについての説明といいますか、その推進というのはどういうふうにとっていかれるのかをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今回の国土調査の中でも、やはりどうしても所在不明とかいろんな都合でなかなか筆界を特定できないというのがございます。

町内で、宮之城地区で738筆、鶴田地区が275筆、薩摩地区が513筆ということで1,526筆あります。おっしゃるとおり、非常に筆数としては多いわけです。さつま町全体の筆数が22万3,779筆ありますので、筆界未定分は0.68%の割合になります。筆界未定地につきましても面積が特定できないために旧台帳面積による課税によらざるを得ないということでもあります。課税の公平性が保たれないということは確かにあります。しかし、もしその筆界未定地の土地を売却せんにゃいかんという事態があったときには、今度は自分で測量をして、面積を確定せんにゃいかんわけです。そうすると相当の負担が出てくる。そういうこともありますし、自分で測量してどっか専門のところ頼むとなると、やっぱりそういった委託料が発生することになりますし、そうしないと土地も売れない。いわゆる筆界の特定ができないわけですので、やはりそういったことが不都合な点が出てくるわけでありまして、非常にこのデメリットがかえって大きいのかなと思っております。ということで、役場としてはやはりこの課税というのは登記をしたところで課税をするということになりますけども、そうできないとこ

ろはもう台帳の面積によらざるを得ないというところが、そういう一つの何らかのあれが、法的なものがないと課税ができませんので、それはもう現実としてやむを得ないと私は思っております。

○川口 憲男議員

町長の答弁のとおり、こういう筆界未定については非常にいさかいとかいろんなことがあってできないことは重々判っております。地籍の調査に協力として立ち会った席でも何度か呼び出して了解を取っていく方向性もしてきましたけれども、なかなかそれがとれない状況にあります。しかし、町長、税の公平性をとれば1,526筆のこの方々にもやっぱし地籍調査に応じていただいて、それが完全になることが最大の条件じゃないかと思っておりますけれども、今おっしゃるように町内に存在しないとか、あるいはいろいろなことでできないということもありますけれども、そのことで今後、先ほどおっしゃったように自分ですることによって相当のペナルティといえますか、確定とか、法定手続をすることになればそれがあるということは私も十分承知しています。

今後、例えば1,526筆残ったり、あるいはいろんなことで、今、地籍調査係というのが置かれて、職員が置かれているんですけども、今後、こういうところの推移を見守ったり、あるいは相談に乗ったりとか、そういうようなことが必要性になってくるんですが、そういう職員体制はどういうふうを取っていかれる考えなのか、もう完全にこれが終わったから全部そこは廃止するというところで税務課のほうで対応していく、その中でやっぱりそういう専門職的な職員が必要と思うんですけど、そういう考え方はお持ちなのか、ちょっとお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

こういった、清算的などといいますか、調査は実際終わっているわけです。あとは登記事務とかそういったいろいろな手続が終われば、もうできるところまでは精いっぱいやったわけでありまして、あとはそういった専門の係は廃止をして通常の税務課の資産税、そういう中で対応せざるを得ないと私は思っております。

○川口 憲男議員

町長、最後になりますけど、これは質問ではございません。今までのこの1問目、2問目を通して、先般、北薩の植樹会がありまして、町長がその中の言葉で「森林を守り育て、利用することで地域環境の保全につながる。地道な努力を重ねることが必要」ということをおっしゃっております。全く私、9月の議会で申し上げたのも、全く町長のこの考え方と同調するものであります。ぜひ、今、うちのまちにある大きな資源というのはこういう森林であったり、あるいは竹山も含みますけれど、あるいは人に知れない観光資源だったりということがあります。ぜひ、もう一回、私がこういうことを言ったらちょっと失礼に当たりますが、さつま町の原点といいますか、さつま町のもとには何があるんだと、何でさつま町を生かすかということを生舎内、あるいは担当課に指示でもいいと思っておりますけど、検討していただいて、ぜひ自主財源を盛り上げるといいますか、町民の所得向上につながるような施策を考えていただきたい、そしてまた、それを町民にも訴えていただきたい、そういうことを要望して質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、10番、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、2番、木下敬子議員の発言を許します。

[木下 敬子議員登壇]

○木下 敬子議員

私は、子育て支援についてお伺いいたします。

妊婦や子育て中の母親の孤独感や不安を解消するため、一元化した施設をつくる考えはないか、お伺いいたします。

日高町政になり、多くの子育て支援策が打ち出され、先進地と言われている県内外の取り組みと比較しても決して劣るものではなく、他より先駆けて進められていることは高く評価するものでありますが、一元的な支援となりますと少々難があるのかなという感も否めません。今までに、療育施設「クオラバンビーノ」、障害児の学童保育「みらくる」の事業委託など特記するものも進められてきています。しかし、これらの事業についても幾つかの課題があります。これらのことも含めて一元的な場所、妊婦さんも子育て中の母親も子も、そしてそれを支える地域の人たちもみんなが一緒になって遊んだり、食事をしたりする場があったらという強い要望を受けて質問をするものであります。

2つ目は、有害鳥獣捕獲後の処理についてです。

中山間地域を初めとした農村部では高齢化による耕作放棄地が多くなり、そのことにより有害鳥獣の生息拡大といった悪循環になっています。国も指定管理鳥獣としてシカ、イノシシを対象として本格的な駆除に乗り出し、2023年までに現在の生息数の半分にすると打ち出しています。

さつま町の昨年の狩猟期間を除く実績報告によりますとイノシシ500頭、シカ1,380頭、サル13頭、タヌキ、アナグマ121頭となっています。これらのお大半が山に埋設されているということですが、処理の仕方について猟友会のほうから要望などはないものかお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

〔木下 敬子議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

ただいま、木下敬子議員のほうから2項目にわたりましての御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、妊婦、あるいは子育て中の親の孤独感や不安を解消するため、一元化した施設をつくる考えはないかということでございます。

本町における子育て支援策でございますが、妊婦健康診査、あるいは乳児の家庭の全戸訪問、母子保健推進委員、あるいは保健師等によります生後4カ月乳児への訪問等によりまして、子育てに関する指導、情報提供等を行っているところでございますが、そのほか町内の2法人に委託をしております子育て支援センター、ここにおきましては親子遊びの方法とか、子育てについての相談等を実施しているところでございます。平成25年度におきましては、延べ3,000組の親子の利用があったところでございます。

また、町内2カ所の保健センターで開設しております、遊びの広場におきましては未就学児を対象にグループ遊びを通じた発達の促進と保護者支援によりまして障害児及びその保護者の心身のケアに努めているところでございます。さらにこうした対象児を児童発達支援事業所「クオラバンビーノ」へと導きまして、発達に障害を持つ児童への療育により健やかな成長、発達を促しているところでございまして、総合的な子育て支援に努めているところでございます。

御指摘の子育て支援に関する一元化した施設をつくる考えはないかという御質問でございますが、御承知のとおり、このことについては9月末に行われました、町女性団体連絡協議会と町長と語る会でも提言をされたところでございまして、ただいま木下議員のほうから御提案のあったとおりでございます。

本町における子育て支援事業については、ただいま申し上げましたとおり、町内に設置をされ

ました保健福祉施設を初めとしまして、受託をされました法人の施設において実施をしておるところでございます。それぞれの事業でその成果が得られているものと認識をしているところでございます。したがって、一元化施設の必要性というのは本当に認めるところでございます。ただ、さらに今こうした事業の成果も上がっているところでありますので、さらに子育て支援の充実拡充をしてみたいと思うところでございますが、今後、対象者の詳細なニーズ調査を初めとしまして、仮に設置するとなりますと設置の場所とか、運営の方法とか、財政的な問題等々ございますので、十分検討をする課題であるかと思っておりますので、一挙にはいかないところでございますが、引き続き、研究、検討はしてみたいと思うところであります。

現在、児童クラブというものもございますし、盈進校につきましても先般の御質問にもありましたとおり、利用者が年々、増加の傾向でありまして、そしてまた盈進校の児童クラブについては平成28年度から小学校3校がまた集積をされるということでもありますので、こういったことを考えますとまた別途の施設で考える必要があるだろうということもございますので、現在、教育委員会とかあるいは委託先であります「吉祥園」の保育所、そういったところとも協議をしながら今具体的にそういった施設の場所等を含めて検討中でございますので、また近いうちに御報告できるかと思っております。

なお、「みらくる」の関係につきましても、今、鉄道記念館のいわゆる包括支援センターの裏のほうでやっていただいておりますけれども、ここも非常に手狭ということでもございますので、これについても現在、その施設の移転等について具体的に協議を進めているところであります。ここについても「ふくし園」の皆さん方がここまで来ていただいて運営をしていただいておりますので、理事長さんのほうともこの辺のところも協議を先般行ったところでございます。また、理事長さんのほうからも近々こういった方向についての考え方も示されると思っておりますので、対象者の皆さん方に満足していただけるような新たな場所での「みらくる」の運営に努めてまいり所存でございます。

それから、2番目の有害鳥獣捕獲後の処理の問題でございます。

近年、イノシシとかニホンジカ、ニホンザル、タヌキなどの有害鳥獣によります農林水産物被害というのが非常に増加をしております、その対策としまして、電気柵とかワイヤーメッシュの設置などの自己防衛を行う一方で、わなとかあるいは銃器によります駆除を地元猟友会にお願いをしているところでございます。国のほうからも緊急捕獲対策という事業が入ってきましたので、それによって非常に捕獲も増えてきております。

今、議員が先ほどおっしゃったとおり、昨年度はイノシシで500頭、ニホンジカで1,380頭、ニホンザルで13匹を駆除しているところでございますが、本年度はさらにまたそれを上回る勢いになっておりますので、今後まだ補正が必要かなという状況になっております。

捕獲したその鳥獣の処理でございますけれども、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の中で、いわゆる鳥獣、または鳥類の卵の捕獲等、または採取等をしたものは適切な処理が困難な場合、生態系に影響を及ぼす恐れが軽微である場合などを除いて捕獲等、または採取等をした場所に放置してはならないと規定をされておりますので、狩猟者の方がこの法令等に準じて埋設もしくは持ち帰りなどの処理をしていただいているものと理解をいたしているところでございます。

捕獲しましたイノシシ、ニホンジカにつきましては捕獲されました方が自宅に持ち帰って解体されて自家用として利用されるのが主体であるようであります。処理の仕方についての猟友会からの要請というのは、今のところ何もお聞きをしていないところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○木下 敬子議員

ただいま答弁をいただきましたが、一元化した施設などと大構想を提示したものですから、町長の色よい返事をいただくことはできませんでした。いろいろな施策も検討していただいているようですので、大変心強く感じております。

先ほども申し上げましたが、子育て支援については本当に整ってきていると思っております。しかしながら、こうした要望が私どものほうに多く寄せられているということはどういうことなのかといいますと、行政がいろいろしてくださっている施策は制約があるというか、時間も決められております。そして、月に1回とか2回とか、そういうことで進められていることだと思っております。それを若い人たちはもっと自由な時間に、自分が行きたいときに行ける、そしてそこでいろんな人たちとの話し合いもできて、子供たちと一緒におやつを食べたり、御飯を食べたり、1日を過ごすこともできる、そんな解放された場所、そういうことが必要だということで要望が出されているものではないのかなと私は感じております。

ですから、いろんな施設が一緒に集まって、そこでいろんな境遇の人たちがともにひとときを過ごせる、それによって妊婦さんやら子育て中の母親たちがどんなにか安心して先輩の子育ての話の聞いたり、今の若いお母さんたちは近くに肉親もいっしょになかったりすれば、本から得る知識でやってまいります。そうしますと、本のおりに自分の育児がいていないと非常に不安に駆られてパニックになるというか、子供に当たったり、いろんな虐待といった方向にも進んでいってしまう可能性もあります。子供を産み育てるということは本当に重大なことなのであります。

少子化対策と言われておりますけども、社会が、地域が子育てに本当の理解を示してくださらないと、若い人たちは子を産むということに躊躇してしまうのです。結婚し子供をもうけ、そのことによって職場を去らなければならない状況、子供を出産しても元の職場に戻れない現状、役場などの場合は身分保障があって大手の企業とかそういうところも必ず復職できるような体制がしかれておりますが、町内の企業においてはそういうところも少ないのではないかと思っております。そのような不安を持ちながら、本当に愛する子供を育てていく中に自分は社会に取り残されてしまったのではないかとか、自分の子育ては間違っているのではないかとか、そんな普段よりもずっと精神的に不安定になるのが母親であります。そんなお母さんたちが集まってお互いの思いを話し合える場所、どんなにか心が軽くなるだろうと思っております。若いお母さんたちが望むのは、先ほども言いましたが、時間に制約がなくいつでも誰でもが自由に集まれる場所、そんな場所の提供でしたら一元的などは申しません、そんな場所でしたら施設の開設を考えていただけるものではないでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

今、非常に少子化の中で核家族化も進んで、子育ての悩みというのは母親の若い人たちのことは十分いろんな場所でお聞きをしているところでございます。今の木下議員のほうからもありましたとおり、そういう願いというのは本当に先般の女性団体と語る会でも出された意見でございまして、本当に今の時代に求められていることだなということで実感として受けとめをいたしているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、障害者のそういう場所も新しく整備をし、またこれからも拡充をしていく必要があるかなと思って、そういった先ほど申し上げましたとおり学童保育も一緒にですが拡充をしていきたいと思っておりますけども、もっともっと時間に制約されない、いつでも行けて母親同士がコミュニケーションを図りながら、あるいはまた子育ての経験のある先輩の方が一緒になってそういう子育ての世話をしながらいろんなお話ができる、そういう場所が欲しいということでお伺いしております。確かに、このさつま町はそういう場所がないということ

がございまして、必要な施設だなと思っているところでございます。

新しくつくるとなりますと、やはり場所が人が集まりやすい場所、交通の便利、利便性の高いところということになりますし、そういう場所の問題、それから、どういう形で運営をしていくか、そしてまた誰がやっていくかとかいろんなまだまだ検討しなければならないところがございまして、その辺については引き続き研究、検討をしてみたいと思うところです。

おっしゃる、この例えば児童館というのがございまして、私も過去、空いていた施設がちょうどいい場所があるなと思って、そういうところにできないかなと思っておりますけど、結果的にはほかの利用になってしまったわけでありまして、今、この児童館については状況を全国的には約4,000施設ぐらいあるといわれております。その中で市町村が設置しているのは約3分の1ぐらいでしょうか、あるようです。児童館はおっしゃるとおり、18歳未満の子供たちのための唯一の地域の福祉施設であると位置づけられておりますけれども、1つは自発的、自主的な活動、遊びをとおして子供たちの社会性等の成長を図ること、いわゆるプレーバックと呼ばれているものであり、いつでも誰もが自由に出入りをして遊ぶということでありまして、子供のための地域の組織、団体の活動を応援したり支援をするということのコミュニティーワーク、こういったことでありまして、ボランティアの皆さん方が、先般も出されましたとおり、そういう子育てをした経験の皆さん方が私たちもそういう人たちと接していろんな話をしたいということもあるようでありまして、ボランティアのそういう協力のもとで工夫をこらしながら活動を展開していく、そういった児童館っていうのが必要かなと、いわゆる子供たちの居場所、そういうことをやっていくことも必要かなと思っております。これは引き続き、決して無理ですよということは申し上げません。いろいろと今後もどうかできないかという展望を持って取り組みをしていきたいと思っております。今すぐということにはまいりませんが、引き続き検討はさせていただきたいと思っております。

○木下 敬子議員

ありがとうございます、と言っはいけないそうですが、女性の立場としてはありがとうございますと言わざるを得ないと思っております。これからもいろいろとよろしく願いいたします。

先ほど、町長は財政的な問題があると言われました。国全体がどういった方向に進むのかはつきりしない今、我がまちも今、町民が必要として声を挙げていることにも憂慮している傾向があると思われまして。いざというときのために基金を積み立てることに反対するものではありませんが、必要とする人がいる、そのときに必要なものを提供しなければ結局は行政に対して何を望んでも町民の声を聞いてはくれないといった不信に陥ることになりかねないと思っております。町長がいろいろな施策を実行するに当たっては、町民もその意をくんで、お互いに頑張ろうという機運を高めていかなければ、さつま町の発展はないものと考えます。

先ほどもいろいろお話、答弁いただきましたが、今後、公共施設の見直しも本腰を入れなければならない時期に来ております。これらのことを考慮しながら、子供は地域の宝と考え、要望している女性たちの声をぜひ受けとめていただき、最大限の支援を要望いたします。

質問にならず、終始要望に終わってしまったような感がありますが、最後に一言だけ申し上げたいと思います。子育てをする過程において、役所、各課、とりわけ教育委員会との連携は不可欠なものと考えております。町民にとって縦割りの制度は必要ない、通用しないものであります。

以上、子育てについては終わります。

次に、2つ目の鳥獣害の件ですけれども、処理も法律に基づいて適正にされているということで、これからもそうされていくことだろうと思っております。

しかしながら、鳥獣はですね確実に頭数は増えていくだろうと思われまして。処分する方法とし

てジビエとして利用するなど国のほうでも進めているようですが、現在では食生活のありようも変わり、以前のように食用として利用するには、現時点では無理なのかなとも考えています。しかしながら、山に埋設するとなると大変な労力と時間が必要であると思います。さつま町は見渡せば山ばかりですが、どこの山に埋設してもよいわけではなく、年間2,000頭近いけものを埋めるとなると大変なことだと思います。ましてや、1メートルほどを掘らないと掘り起こされてしまうということも聞いております。猟友会の皆さんも高齢化が進み、負担も相当なものだと思います。その負担を軽減する意味からも行政のほうから何らかのアクションを起こす必要があると考えますがいかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

この処理の問題というのが、昔みたいにとったイノシシ肉、あるいはシカ肉が需用が多くて貴重なものとして尊重されて、それなりの消費があったわけですけども、今非常にいろんな食べ物が豊富になりまして、余り貴重がられないというんですか、そういうことで余り消費がつかっていないというようなこともありまして、結果的に捕獲をしたものは山に埋めなければならないということになっておる。本当にこの埋め立ての場合もおっしゃるとおり、場所の問題とかいろんなことが予測をされておりますので、その辺の処理の仕方については本当に適切にやっていただきたいなということで、猟友会にさらにまたこの辺はいろんな事例を挙げながら、もっともっと周知を徹底する必要があるかと思っているところでございます。

例えば、処理の施設を町でどこか食肉にして出す、いわゆるジビエとして出していきたいと思いますという処理施設をつくっているところがありますけど、なかなかそこまで持ち込むということやら、そういう食肉のカット場をつくっても、今ありましたとおり、消費がなかなか先に行かないというのもあって、経営的に非常に難しいというのがあるようでございます。

そしてまた、例えば焼却場とか埋設の場所を1カ所に町でもつくるということになりますと、やはりそこまで果たして持ち込んで来られるかというのが、山から引き出して、非常に困難も予想されます。実際、そういうところをつくったところもありますけど、ほとんど利用されていないというのも実態としてあるようですので、非常にこの辺は、自分で解体をして自分たちで消費していただくということにできるだけ努めていただくとか、適切な埋設をしていただく、適当な場所ですね、そういったこと等について猟友会の皆さん方とはまた十分協議をしてみたいと思っております。

○木下 敬子議員

北海道のほうでは発酵させて堆肥化をして、それで処理をしていくところもあるようなこともお聞きいたしましたけど、この時点で、今これからいろいろな手だてを講じる必要があると思っております。

それと、もう一つ今後懸念されることに、例えば山に埋設した残骸をイノシシが掘り起こしたりしたときに、放置されたもの、それが散乱して小動物がえさとして食べて行ったりした場合に、カラスとかタヌキとかアナグマ、そういうのが庭先に今でも出てきてはいるんですが、そういう小動物が繁殖し続けて、それらが空き家とか廃屋に住みついて、今まで以上に身近に、要するに自分たちの庭先のところに出てきて、例えば病原菌なりいろいろなものをまき散らかすというか、そんな被害が出てくるかもしれないという懸念もあると思うんです。ですから、本当にそういうことも含めて将来を見据えての検討をされるよう、要望いたします。

以上で、私のほうは、ちょっと勉強不足で質問にもちょっとならなかったんですが、以上で終わらせていただきます。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、2番、木下敬子議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時49分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、11番、米丸文武議員の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

通告に従いまして、本町の基幹産業である農業について町長にお伺いをいたします。

平成26年度産米についてでございますが、田植え以降、夏場の天候不良による日照不足やウンカ等による被害などで例年の生産量の約20%を下回ったと聞いております。米価格については全品種とも25年度より1,150円下回り、1等で17.8%、2等で18.8%の値下がりであるというふうに聞いて発表されておるところでございますが、ヒノヒカリ、あきほなみともに1等が5,300円、2等で4,950円、3等で4,450円、はなさつまが1等4,800円、2等4,450円、3等3,950円など本当に大変厳しい単価が出ております。等級別に、これは10月20日時点の段階でございますけれども、ヒノヒカリで1等が32.98%、約33%、2等が60.34%、3等6.68%だと、あきほなみはほとんど2等が61.29%、1等なし、3等が38.71%というようなことで等級ともに本当に落ちたということでございますが、その後の出荷の状況でこの等級の数値は多少変わってきていると思っておりますけれども、多くが2等米であったというふうに聞いております。

このようなことから、米の生産農家、特に高齢者や中山間地域の小規模農家の所得が減少しまして、これまでも少ない年金などから肥料や農薬代、燃料代をつぎ込みながら米生産を維持していた生産者、また作業委託をされている農家は委託料を米代で賄えないなど、本当に生産意欲をなくされている状況でございます。

また、一方では、借りた農地で生産効率のよくない耕作地を返還される農家もあるというふうに聞いております。燃料や農業資材の高騰、畜産においては子牛や枝肉の日本一を維持されておりますが、飼料等の値上がりなどで経営は厳しいとも聞いております。

このような農業を取り巻く状況は厳しい状況にありまして、基幹産業としてこのままでは後継者どころか農業生産者の減少がますます進むばかりであります。農業の今後をいかに捉えておられるのか、町独自の振興策はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、農産物の付加価値を高め、農家所得の向上を図る上で特にこれから生産者自ら農産物等の確保、販売まで手がけることが望まれております。また、地域特産品等を加工企業者等と、またグループ等と連携して生産、販売をする6次産業の推進にも取り組まれておりますが、その成果はどのような状況にあるのか、また今後、どのようにそれを進めていかれる考えなのか、お伺いしまして、1回目の質問を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

一般質問の最後の米丸文武議員のほうから2項目にわたりましたので、お答えをさせていただきます。

まず、さつま町の農業振興を基幹作物である水稻や畜産を初め、重点品目を定め推進を図ってきているところでございます。

基幹作物である水稻につきましては、今ございましたとおり、米余り基調の中で本年度の生産目標面積というのは1,624ヘクタールが配分をされたところでございます。51ヘクタール少ない1,564ヘクタールの作付実績となったところであります。また、本年度産の水稻につきましては、先ほどもございましたとおり、生育期における日照不足、あるいは成熟期における2回の台風接近、こういったことなどによりまして、作況指数も94と低いものとなったところでございます。さらに、米の消費量も平成25年度で年間一人当たり56.9キログラムと減る中で、全国の在庫量も2年連続で持ち越し在庫を抱えるなど、米余りの状況が続いているところでございます。

このような現況下で、北さつま農協さつま地区の仮渡し価格も30キログラムの玄米ヒノヒカリ1等米で前年度より1,150円低い、5,300円での集荷が開始をされました。

11月末現在の検査実績でございますが、ヒノヒカリとかはなさつまとかあきほなみ、いろいろ品種はございますけれども、トータル的に申し上げますと宮之城で1等米というのが35.37%、鶴田で35.16%、薩摩で41.56%、祁答院も入っておりますけど、祁答院が27.83ということではありますが、こういった管内のトータル的には1等米が35.15%ということになりますので、極めて低い状況でございます。

やはり、等級低下の原因としましては、天候不順等によります充実不足、あるいは青もみ粒の割合が高いことなどがあったようでございます。

稲作農家にとりまして、その収量減とか価格が低下をする、等級も低下をするというトリプルの打撃でございまして、農家所得が大きく落ち込み、経営を続ける意欲がうせたという声も確かに聞かれております。

こういった中で、米の直接支払交付金の年内の支払、またWCS用の稲にかかる交付金につきましても年内の支払に向けての作業を今急いでいるところであります。

ことしの米価下落の状況からいたしまして、米、畑作の収入減対策、いわゆるナラシ対策の適用が予想をされるところであります。26年度分の収入減に対する補てん金が平成27年の6月ごろに支払われると思われれます。このようなことから、今後の米政策の対応としましては、個別経営体系を抜本的に見直しまして、個別の機械保有から共同利用型への取り組みを進めて、集落営農の組織化を目指すということも大事でございまして、担い手への農地利用の集積化を加速させるために町内各区に設置をされております人・農地プランの推進母体であります地区農業を考える会と連携をいたしまして、継続的に地域農業が発展するように努めてまいりたいと考えております。

具体的には、国策を活用しました食用の米偏重ではなく飼料用米などの需要のある作物の生産振興、一集落、一農場を基本とする集落営農への取り組み強化、農地の維持・保全のための日本型直接支払制度、そしてまた中山間地域等の直接支払制度の活用、こういったことによりまして、水田農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

水稻を主体にお答えをいたしましたけども、このほか本町の農業粗生産額の約7割を占めております畜産についても肉用牛部門では子牛頭数の減少などにより子牛価格も高値基調で推移をいたしております。こういったときこそ、優良雌牛の保留、導入も積極的に推進をしてまいりまして、さつま牛の産地の維持に努めてまいりたいと思っております。

なお、園芸の振興につきましても水田を活用し、米以上の収入を確保できる品目としまして、町が推進をします重点品目というのがございます。そしてまた、拡大推進品目もございますので、こういったものを中心に面積拡大に努めてまいりたいと考えております。

お茶も、ことしは非常に価格が下がるというようなことで大変な状況がございました。いわゆる、リーフ茶のお茶離れというのがございますので、価格も低迷が続いております。北薩の優良茶産地としての復活を目指しまして、生産協会とかあるいは関係機関団体と一緒にやって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

このようなことで、農業の皆さん方、高齢化も進んでおります。後継者も一挙には増えないという状況もありますし、農業資材の高どまり、それからまたTPPの問題、非常に農業を取り巻く環境というのは厳しいものがございますが、これからは生産組織、関係機関団体と連携を密にしながら、この難局を何とか乗り越えて農家の皆さん方が希望を持って農業経営ができるように頑張っていきたいと思っております。

次に、農業振興の6次産業化の関係についてでございます。

これにつきましては、私もマニフェストとして掲げて取り組んでいるところでございますが、本町には良質な農産物が生産をされております。あらゆる機会を捉えて6次産業化に取り組んでいただき、農家所得の向上、あるいは農産物の付加価値を高めた販売につながるよう進めてきておりまして、一定の成果は出ているものと考えております。

24年度と25年度、地域雇用創造推進事業というものを導入をいたしまして、そのメニューの中で農商工連携交流セミナー、農産物加工グループ育成セミナー、こういったものを開催をいたしまして、全国で活躍をされております地域活性化プランナーとか地域ブランドアドバイザーの方々を講師に迎えて、講演会、セミナー、こういったものを開催をいたしましたところ。受講者は24年度で72名、25年度で73名、延べ145名の方が受講をされまして、新たなグループの誕生とか、加工者の技術レベルアップにもつながってきておるところでございます。

本年度はさらに技術を高めるために町単独によります農産加工セミナーを7月に、売れる農産加工品づくりの勘所と題しまして、講演と個別相談会を開催をしております。8月には加工特産品づくりの手法としまして、講義とドレッシングづくりの実技講習を開催をいたしましたところ。いずれも6次産業に関心の高い方々が25名ほど参加をされまして、新たな商品づくりに取り組んでおられるところでございます。

また、本町におきましては23年度から農産物加工施設の整備にかかる補助事業を創設しまして助成事業も実施をしております。23年度が5件、24年度4件、25年度は4件で事業を活用し、農産加工に向けた整備をされているところであります。26年度におきましては2件の町単事業の活用と町のほうで薩摩西郷梅の商品の専用加工施設の整備も進めているところでございます。

また、開発をされました特産品をどう販売していくかということも大きな課題でございますので、商品の出展をする機会の支援も行ってきております。例えば、大阪の京セラドーム、約3万6,000人ぐらいの入場がございますけど、そういったところで開催をされるかごしまファンデー、そういった場所、そしてまた鹿児島市のさつま町特産品まつり、こういったことへの参加、多くの販売者も参加ができるような機会を設けたり、山形屋のバイヤーへのトップセールスなども積極的に取り組んできているところであります。

さらに今後も積極的な6次産業化を進めるために町内のトマトや果物など優れた農産物を活用して加工を目指す方々、既にこの農産物加工を行っている個人、グループ、こういった方々の育

成、支援とさつま町の農産物を活用し加工する食品産業の企業の誘致ができないかということで、こういったことへの取り組みも今、トップセールスの中で取り組みをいたしているところでございます。こういった取り組みを重ねていくことによりまして、6次産業化のさらなる推進を図って、さつま町の新しい特産品の開発が進んでいくことを願っているところでございます。

○米丸 文武議員

今、いろいろと御答弁をいただきましたけれども、去る28日の南日本新聞によりますと、農林水産省は2015年の食用米の生産数量目標を前年比14万トン減の751万トンと決め、鹿児島県で470トン減の11万1,070トンの目標を発表しました。原因は、高齢化による米の消費量の縮小に加え、13年度米の在庫過剰による米価の低迷が背景にあるとしており、在庫量を平年並みの水準まで落とすため参考値を736万トンとしたというふうに掲載されております。なお、18年度産米からの減反廃止を控えまして、生産者が自らの判断で米を作る量を決められる環境を整えるのが狙いであり、協力した生産者には10アール当たり5,000円の補助金を支給する。家畜の餌になる飼料用米への転換補助を設け、廃止まで極力受給を均衡させる考えだというふうな記事が掲載されておりましたけれども、このような国も全体的に日本の農家に対する、米生産に対する余りという面からこういう政策を打ち出してきておるわけですが、今、町長も答弁の中にもございましたけれども、こういうようなことで飼料用米等への、例えば作付を転換することで水稻の調整もしていきたいというようなことでございますが、この記事を受けて、さつま町にどのような影響を与えるだろうかというふうに想像されるのか、お考えをお伺いしたいというふうに思いますけれども。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、この食用米としての需要というのが過去は米一人当たり120キロとか、そういう時代がありまして、米の消費というのは非常によかったんですけども、やはり食生活の変化というのが、欧米化ということに伴って、もう今は、先ほども申し上げましたとおり、56.9キロ、1俵も食べないと、半分以下になってきているんです。したがって、生産はいろんな技術が高まり、今は自由につくっていいよという形になっておりますので、生産調整ももうやめますよという時代になってきている。したがって、どうしてもこの食糧米というのが限りがあるということで、先ほどありましたとおり、過去の1,000万トンから751万トンまで減らざるを得ない、米余りの状況の中では、非常にこの厳しい状況がございます。

したがって、農家所得を上げるためにはどうしたらいいかということになりますと、今、単価の補償があります飼料用米としてもある意味ではつくっていかないと経営がなっていないということになりますので、やはり畜産農家と提携をしながら、そういう作付をせざるを得ないという現実がもう起きているというふうに考えております。

さつま町におきましても、過去の作付の面積からしますと、昨年も飼料用米の作付が拡大をしてきておりますので、できたらこの飼料用米のそういうことについては虫食い状態で作付があるとまたいろんな管理の問題とか消毒の関係とかいろいろありますので、できたら集団的にそういうものができたら非常に管理もしやすいし、ほかの食糧米との住み分けもしっかりできるということもありますので、できたらそういう方向づけができればありがたいと思っておるところですが、この辺はまた各農家の皆さん方の地域とのいろんな話し合いも大事かと思っているところでございます。

今、畜産の関係も自給、今、飼料が非常に輸入のいわゆる円安の中で飼料が高どまりであると、子牛価格が上がったにしても飼料が高いからコスト高という形で、余り所得のアップにはつながっていないというようなこともあるようですので、やはりそのためには自給飼料をいかにつくる

かということも必要であります。したがって、せつかくこうした飼料用米の関係がありますので、畜産農家との耕種連携をしながらこういった所得につなげていくことも大事かと思っているところでもあります。

もちろん、今、口蹄疫の問題とか、畜産についてはいろんな病気の関係もありますので、やっぱり輸入わらに頼るよりも自分たちでしっかりと安全なものをつくっていく、この方向性も非常に大事でありますので、この辺も絡み合わせてしていくことが大事かと思っているところでもあります。

○米丸 文武議員

私どもも、このWCS等の作付が大分増えてきまして、農家の皆さん方もそういう面においては助かっておられるということは考えておるところでございます。そのようなことで、今から先、どのような要するに水田を生かした小規模農家がどういう形で農業を続けていかれるかということだと思いますけれども、今、さつま町の2010年現在の農家戸数が2,754戸、60歳以上が46.9%なんです、3,544人。65歳以上は3,031人の40%が農業に従事されているというようなことでございまして、本当に高齢化が進んでおります。

ことしの米価格で耕作放棄地の拡大につながることも、その年齢からしてもますます進んでいくんじゃないかということが懸念されるわけですが、また一方では、米の直接支払交付金が1万5,000円から7,500円に減額されましたというようなことでございます。

WCS用の稲の作付についても飼養頭数による枠というのがあるようでございまして、1頭当たり30アール、3反歩ほとんどが頭数からしても活用されているように聞くところでございます。

飼料用米については、保管庫等の関係から作付が進んでいないようにも聞くわけでございますが、2,060ヘクタールの耕作面積の80%、1,660ヘクタールを占める水田活用を、じゃあ、このような状況の中でどうして進めていくのかということが大きな問題になってくるだろうというふうに思います。認定農業者、後継者、青年就農者等の対策も打たれまして、それぞれ、努力をしていただいておりますけれども、集落営農にしましても、この高齢化によって、その集落営農自身の運営というものに影響を与える可能性も大きく出てくるわけでございますが、その点等につきましては、今、町長もおっしゃられましたけれども、飼料用米の作付ってというのがどれぐらいだったら、さつま町はこれを作付できるような状態にできるのかということ。ほかの近隣市町との連携をしながら、これをまた集荷できるような体制にするような計画もあるのかどうか、その点などについてはどのようなお考えなのかお伺いしたいと思うんですが。

○農政課長（平田 孝一君）

WCS等の関係ですが、現在、そういった飼料作をつくるに当たり、無家畜の場合が1頭当たり30アール換算ということでしております。町内の保有牛といえますか、牛の関連でいきますと現在、子牛で大体3,000頭です。そうしたときに限られた面積なんです、現在、今のところ個人的に無家畜農家と有畜農家との契約という形をとっております、そこにある程度、全体で調整するような仕組みができればいいのかなと今、考えており、そういったものを管理センターなり、そういったところでできないかなということで、今後またそのところは農協さんと一緒になってそういった仕組みづくりをまた検討していきたいというふうに考えております。

○米丸 文武議員

飼料用米については、どのようなお考えでおられるかなと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

飼料用米については、現在、26年度では本町では取り組みがなされておられません、といいま

すのは、やはり検査体制の問題、あるいは保管等の問題、そういったものがございまして、集荷団体である農協さんのほうでやはり無理ということで26年度は取り組みませんでした。

しかし、今回のこういった米価の下落、低収量、そういったものを勘案して、やはり米以上に所得の上がるものをということで考えたときに、一番有利なものは飼料用米であろうということで今、農協さんとも詰めをいたしておりまして、来年からは、ぜひ飼料用米の取り組みもしたいということで、一応現在協議を進めております。

ただ、協議を進める中で、やはり需要者であります、そういった鶏なり豚、牛そういった農家がやはりトウモロコシなみの価格で価格取引というのを考えますと、キロ20円程度だろうということをおっしゃっております。キロ20円で販売するとなりますと、やはり価格的には1円から、農家の手取りとなりますと経費、検査の手数、あるいは保管の手数料、そういったものを考えますとキロ当たり1円から2円ぐらいになるんじゃないかということになりますと600キロとれても600円、価格面でなります。奨励金といいますか、国からの交付金が最高で8万プラス2万5,000円、10万5,000円、これに今いろんな耕畜連携なり加算金を入れまして、最高で11万5,000円ございます。そういった11万5,000円、そのほかにただ農家の収入としては600円からということになりますともう99%補助金頼みと、交付金頼みということになりまして、いびつな形といいますか、自立できないようなところもございまして、全く交付金頼みのこととなりますので、ちょっと不安も残るところもあるところでございます。

そういった中で、今のところは、当座は国の政策を活用してもやらざるを得ないのかなというのが実情でございまして、27年度からはJAのほうでもやはり飼料用米のほうを取り組んでいきたいということで、今協議を進めているところでございます。

○米丸 文武議員

国のほうも、この米余りというようなこと、それからTPPの関係やいろいろなことがありまして、いろんな策を打ち出してきますけれども、我々、本当に地方にとっていろんな農業に対する生産コストの高い耕作効率の悪い地域の中での農業を今までずっと維持してきているんですが、国は本当にこういう地域の状況というものを勘案したやり方じゃなくて、全体的なやり方できますので、本当に我々の置かれている地域というのは厳しい農業をずっと続けていかないかんというふうな状況に私はあるように思うわけでございます。

補助金等につきましても、直接支払制度につきましても、だんだんだんだん何とかそれで維持してきておりました方々も補助等が減らされていきますから、結局維持ができなくなってしまう。後継者はますますそのような状況ですから、つかなくなると維持ができなくなっていくというような形が出てきております。そこが国のねらいかも判りませんが、要するに農業の生産量を減らす、そういうようなことで価格を上げようというようなことも言っておるようでもございますけれども、生産をしなければ、さつま町のこの耕作地を活用して何の産業として生きていくかということになってくるわけでございます。まして、それを支えているのは高齢者でございまして、そういう方々の生活っていうのを本当におびやかしてくる状況もあるわけでございますので、さつま町としましてそのような点も考えながら、今、町長もおっしゃいましたけども、いろんな政策で助成もさせていただいております。集落営農にしてもそうですし、後継者にしてもそうですし、また青年就農者にしても町独自の政策をつくられておりますが、その方々が本当に今後続けていかれるような環境をつくらなければならないんじゃないかと、わたしはそういうふうな思うんです。そうすることが、そういう方々が定着し、またそういうことを見てほかの方も帰って来て農業を続けようかというふうな形をつくらないことには、このさつま町の農業は続けていけないという状況になってくるだろうというふうに思います。そのような面から町長にその今まで

のいろんな制度で助成はされてきておりますが、この農業を成り立たせるためには、やはり6次産業でも出てきますけれども、販売というものをどういうふうにしていくかということだろうと思います。そのさつま町のおいしい米をどうして販売していくかということに力を注いで付加価値を高める、言えば購買者ともしていかないと、今、正直なこと言いますけども農協さんを通じて米の販売がされておりますが、農協さんも経営しなきゃなりませんし、今説明もございましたけども手数料等も出てきますが、これを本当にそういう間接的な経費を削減してでも収入につなげる対策というものを考えていかれないものなのか、農協を通じなきゃならん人もおるとお思いますけれども、そうでないと思っておられる方々のそういう販売ということに対しての町としての何らかの支援をするなり、またそういう販売を担当するような方々を育てるようなそういう取り組みをするというふうなことは考えておられないのか、町長にお伺いをしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

農産物の流通の関係につきましては、今ほとんどがJAさんに依存をした形になっておるところであります。それだけ大手の中でそういういろんな流通の体系というのをお持ちでありますから、そのほうが安心であるということで、米にしましても、そのほかの農産物もそういう形になっておるわけではありますが、米についてはいわゆる自主流通米という形になっておりますので、個人によってはそれぞれ有利な販売をしたいということで相対の取引もされているところも事実ございます。個人でそれぞれ価格帯もしっかりしながらやっているところの中にはあるようではありますが、農協さんとされましても、できるだけ農家の皆さん方の所得につながるようなことでいろんな流通の皆さん方と提携もされておるようでございますが、そのほか先般、町内にも米を取り扱う業者さんの立地もございまして、その方もさつま米を売り出していきたいということで実際取り扱いもされておるようでありますから、そういうところがおいしいさつま米として消費者の皆さんが本当に望んでいただければ拡大につながっていくんじゃないかと思っております。

町のほうとしましても、特段、専門の流通販売をするための職員を配置する、そういう非常に余裕のあるところは今のところはっきり言ってございません。もう来年4月でちょうど100人まで職員数は減じておりまして、精いっぱいのところでもありますので、この流通の問題となりますとJAさんが中心になってしていかざるを得ないのかなと、そしてまた各農家の皆さん方それぞれ、農協さんのところに集荷をするということが基本になりましようけども、それだけまたいろんな所得増のためにはそれなりにまた個人的な相対の取引については、またそれぞれ検討していただければありがたいと思っております。

なかなかいろんな機会に行政としましても、販売については、機会は先ほど申し上げましたとおり、6次産業化の販売に流通に乗せるという機会はいろんな手だてを講じておりまして、そういうイベントとか積極的に参加をしていただくようなことでお願いもいたしているところでもありますので、特段この専門の職員をとということまではちょっと今のところ考えておりません。

○米丸 文武議員

今のところ人員の関係もありまして、その販売を担当する職員は考えていないという答弁でございますが、しかしながら今から鹿児島県の畜産の肉にしましても、どんどん外国にも売っていきましようよといい米はまた韓国とか中国も買うんですよというような、一方ではそういうようなPRも聞かれます。そのようなことでどういう形で輸出をされていくのか判りませんが、やはりそれぐらい販売に力を入れて付加価値を高めるということも大きな方法ではなかろうかなと考えておりましたのでお伺いしたところでございますが、今後の動きというものを本当に見ていかなければせっかく一生懸命つくったものを今の現在の農業の方々といいますと、全体的にそ

うなんですけども、生産は一生懸命されますけど販売という面が本当に弱いというふうに考えております。

そのような面から次の質問に入りますけれども、6次産業についてでございますが、さつま町の平成25年度の農業産出額が134億2,800万円、うち畜産部門が95億7,900万円、水稻を含む普通作物が16億8,600万円、茶・たばこなど園芸作物が4億1,800万円、トマト・イチゴ・カボチャ・ゴボウ等の野菜が8億6,400万、梅・キンカン・果樹等2億3,000万円、花卉等が6億1,000万というふうなことになるようにございますが、この中でどのような作物を現在、6次産業の品物として扱われているのか、どれぐらいのさつま町で取り組まれているグループの方々、生産者の方々が生かされていていていというふうに把握されているのか、その点が判りましたらお示しいただきたいというふうに思うんですが。

○農政課長（平田 孝一君）

町内の農林産物をつかった6次産業化というお尋ねでございます。

現在のところでは、主には米を使った6次産業化、米粉、それとお茶、それとあとにつきましては梅、マンゴーこういったものが使われておりますけれども、なかなか加工までして加工・販売までというところまでは全体的には進んでいないというのが実態でございます。

額的には、すいません、押さえておりません。

○米丸 文武議員

先ほどの1回目の町長の答弁の中にいろんな6次産業化につきましても、いろんなこの研修会なり、それから専門家を呼んでの勉強会もされておりますし、今後がどんどんどんどん進んでいってこれればありがたいなというふうに思うわけでございます。

実は、私どもも11月11日から長野県の下伊那郡の喬木村というところの6次産業化について調査をしたところでございますけれども、ここは要するに当初15人で平成17年に女性グループで始められたものが現在30人で平成22年度ですけども、年商が3億5,000万ほどの売り上げに達するような、そういう加工をされている有限会社へなっておられるわけでございます。

さつま町も、この取り組みをされているリーダーの方も村議を2期ばかりされたり、本当にその地域の状況というものを懸念しながら雹害、雹に打たれて傷んだ農作物を何とか生かす方法はないかということで始められたようでございますが、一貫して今まで取り組んでこられて本当にあちらこちらの、例えば町外・県外からも加工を委託されておると、ほとんどの売り上げっていうのは加工料で今はこれだけの売り上げを上げておられるというふうに聞いております。そういう女性のリーダーであるわけでございますが、そこまで行くような、さつま町の今の6次産業の中で行っているかというとは私はもう6次産業を聞かれてから数年はなると思うんですが、そこまで行ってないような感じがします。今、課長の答弁にもありますけど、どれぐらいの売り上げを確保されてきているのかな、活用されているのかなということに対して、やはり数字で判断する場合にそこまで行ってないかなというふうな感じがするわけでございます。

いろんな方々が言いますように、生産者自らがまして生産者は一生懸命、消費者のニーズに合った作物をつくり、また加工技術を持った方々がそれに一緒になってまたその産物を生かした商品をつくり、そして販売ルートへ乗せていくというふうなこういう取り組みっていうのが6次産業の大きな基本的な考え方だったんだろうと思うわけでございますが、そういうふうにつけていくことで、個々の本当の小規模の農家であった農産物もこういう収入源につながったり、地域特産品につながったり、観光につながったりという形で支えていくことになるだろうというふう

に期待しているところなんですけども、今の現在の段階で相当の受講者の方々もおられますけれども、これを本当にそういうような形まで築き上げていこうというような考え方っていうのは、現在どのような形で計画をされているのかなというふうに思うんですが、研修会で自分たちでこういう研修会をしました、勉強会をしましたから自分たちでやってくださいという段階で終わっているのか、その段階はどのようなふうにお考えでしょうか。

○農政課長（平田 孝一君）

年間を通じて数回実施したいということで、今、しております、段階的に少しずつレベルアップしながらそういった6次産業化のいろんな加工技術の技術を学んでいただきたいということで計画しております。豊富な農産物を使ったそういった6次産業化、そういったことを今後また一層広げるためには、やはりそれなりの技術というのも必要です。そういったことで中央からのそういった講師を招いたり、あるいは先進地に学んで、あるいは先進地で加工の技術をまた持っているところもあって、先般、所管事務と一緒に同行しましたけれども、いろんな技術を持って受託をされて製品まで仕上げてくれるという、そういったところもございましたので、そういったお力も借りまして、まずある物を使って少しでも付加価値を高めていく、そういったふうに生産組織のほうにもそういったことを伝えながら少しでも6次産業化、農家所得の向上につながればということで、今後も積極的に進めていきたいと考えております。

○米丸 文武議員

おっしゃるとおり、本当に今、皆さんとともにこの地域の自分たちのつくった農産物の付加価値を高めてどのように販売していくかということでございますので、いろんな講習等もございません。また、よその企業の加工食品、加工する企業の誘致も進めるというふうなことをおっしゃっていただいておりますので、いろんなプロの方々との連携をしながらできれば地元でそういうふうになってくれれば一番ありがたいんでございますけれども、自分たちがつくったその農産物が皆さん方に喜んで、また利益が出るような価格で買ってもらえるような商品に仕上げていくということが大きな課題でもあろうかというふうに思います。

薩摩西郷梅につきましても、先般、生産組合の方とも話をしておいておりますけども、山形屋でもお歳暮の商品としてパンフレットの一番大きい正面に大きく大々的に載せていただいたというようなことで大変喜んでおられます。そのような、いろんな形でつながっていけばありがたいなというふうにも思いますし、また26年度に西郷梅の加工施設の増設ということで大きな予算もつけていただいておりますのでございますが、このようなところの活用というものを大いにしながら、少しでも町内の農産物が皆さん方に利用いただけるように、またそういうものを販売、先ほども言いましたけども、独自で自分たちのグループなり組織で販売するまでの企業というような団体というところまで育てるような1つの指導、助成というものを町のほうでやっていただければありがたいというふうに思っておりますので、今後ともぜひ頑張ってそういう対策をとっていただきたいと思うんですが、最後にもう一度町長にお伺いしますが、そのような考えについてはいかがお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

婦人の起業家にしましてもいろんなグループの皆さん方が意欲を持って取り組みをされているわけでありまして、その過程過程において十分な連携を取りながら必要な支援策というのはしっかりと講じていきたいと思っておりますのであります。

○米丸 文武議員

農業の問題、大きな問題で今、米の問題とそれから6次産業について質問いたしましたけれど、冒頭申し上げましたけれども、本当に私どものこの農業を担っていただいているの方々、高齢化と

いうものが本当に進んできておりまして、何とかこの耕作地を守って利用して活用したいんだけど、いろんな条件でこれができなくなっていくというような状況にどんどん進んでいくんじゃないかというふうに思います。

国のいろんな施策もありますけれども、その施策に乗っていけない年齢になってくる、そういうふうなことも考えられます。そのようなことで、ぜひ認定農業者、新規就農者、それから後継者の方々もいろいろ御利用させていただいております。担い手支援室のほうに行きましても青年就農者が10人ほどおられるようでございますけども、こういう方々が本当に今から先の地域農業を担って支えていく、もっともっと増えていただけることを期待するわけでございますが、何分にもそれによって収入が得られて事業が継続できないことにはこれは無理でございますので、国のほうにも県のほうにも一生懸命働きかけていただきまして、地域農業が営々と続いていかれるような環境づくりにも努力をしていただきますよう、お願いを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、11番、米丸文武議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は、全部終了しました。あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前11時37分

平成26年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成26年12月4日

平成26年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成26年12月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	湯下 吉郎 君
企画財政課 長	崎野 裕二 君	税務課 長	松尾 英行 君
町民環境課 長	前田 淳三 君	福祉課 長	王子野 建男 君
介護保険課 長	中村 慎一 君	健康増進課 長	四位 良和 君
農政課 長	平田 孝一 君	担い手育成支援室 長	貴島 晃人 君
耕地林業課 長	杉水流 博 君	建設課 長	三浦 広幸 君
水道課 長	岩元 義治 君	消 防 長	高木 卓朗 君
教育総務課 長	上野 俊市 君	社会教育課 長	橋ノ口 賢二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 2 号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 6 3 号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第 3 議案第 6 5 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 6 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 7 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 7 6 号 さつま町建設計画の一部変更について

議案付託表

委員会	議案番号	件名	
総務厚生 (第1委員会室)	6 2	さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	
	6 3	さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	
	6 5	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	
	6 6	さつま町国民健康保険条例の一部改正について	
	6 9	平成26年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 1 2款 分担金及び負担金(関係分) 1 4款 国庫支出金 1 5款 県支出金(関係分) 1 8款 繰入金 1 9款 繰越金 2 0款 諸収入(関係分) 2 1款 町債 歳出 1 款 議会費 2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費 9 款 消防費 第2条 繰越明許費(関係分) 第3条 地方債の補正	
	7 0	平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	
	7 1	平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	
	7 6	さつま町建設計画の一部変更について	
	文教経済 (第2委員会室)	6 7	さつま町営住宅等条例の一部改正について
		6 9	平成26年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 1 2款 分担金及び負担金(関係分) 1 5款 県支出金(関係分) 2 0款 諸収入(関係分) 歳出 6 款 農林水産業費 8 款 土木費 1 0款 教育費 第2条 繰越明許費(関係分)
7 3		平成26年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	

委員会	議案番号	件名
	75	平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成26年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」、日程第2「議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、日程第3「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第4「議案第66号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第5「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

これから、11月28日提案がありました日程第1、議案第62号から日程第11、議案第76号までの議案11件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第1「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から日程第5「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○森山 大議員

おはようございます。

私は総務厚生委員会なんですが、過去にこの国民健康保険の運営については、町長に一般質問や委員会で質疑をした経緯もありますので、委員会審議に入る前に、町長の国保運営について基本的な部分を聞きたいので、総括質疑をさせていただきます。

私は、ことしの3月の委員会の中でも、町長総括のときに、この国保の財政運営について町長にただしております。そのときにも、私のほうから国保の基金がわずか180万しかないというような見込みであるということで、私が町長に抜本的な検討をしなければいけないのではないかと質問をしたときに、そろそろ保険料の問題も検討しないといかんという時期に来たという答弁をされて、町長の財政運営のプロ、堅実な財政運営をされる町長にしては、非常に認識が甘いというふうに感じていたんですが、そのように懸念していた部分が、ここに来て一気にこういう増税という形で出てきたような気がします。そのように懸念していた部分が、ここに来て一気にこういう増税という形で出てきたような気がします。

そこで町長に、基金がいきなり枯渇するまで何も税を改正をしなかったと。医療費は県内で、資料によると5位なのに、保険税は26位というように、医療費に見合う税を確保してきていなかった実態があると。

だから、これをなぜこうしてこなかったのか。基金が枯渇するというのは、私が警鐘を鳴らしてきたにもかかわらず、取り組まれてこなかった。そして、いきなりここに来て、税率を大きく上げる。法定外をいきなり1億何千万も上げる。国保に莫大な法定外繰り入れを突然しなければならなかったこのことについて、町長はどのように考えておられるのか、まず最初にお伺いをい

たします。

○町長（日高 政勝君）

国民健康保険の関係につきましては、以前からずっと非常に大変な状況にあるということは、申し上げてきておったところであります。

ただ、基金がまだ残っている。2億4,000万ある時期ではありましたが、基金があるうちは、基金はやっぱり有効活用するというのが、まずは順当な運営の仕方であると思っております。

基金があるうちに税率改正を、なら提案できるかと、そういう状況を見ますと、将来の展望を見たときに、医療費の推移がどうなっていくのかというのをしっかりと把握した上で、そしてまた、基金の状況は医療費の伸びによって基金を取り崩したり、あるいはそのままの状態に置くかという、いろんな運営のやり方があるわけがございますので、やはり基金がその時点で2億4,000万、25年度で1億2,000万取り崩して、26年度で1億2,000万、当初で取り崩したということの段階にあったわけでありまして、ことしの3月議会の中でも、こういう状態では税率改正をせざるを得ないと、やむを得ない状況にきているというようなことは、3月の定例議会の中でも申し上げてきたところでございますので、こういう時期が、実際本年度になっても、かなり状況が厳しいということがうかがわれましたので、やはり来年度からは、こういった改正をせざるを得ないという状況になってきたわけであります。

とにかく医療費の状況については、なかなか提言をするという方向にはなくて、やっぱり退職者の関係が被保険者になるということもありますし、また高齢化がどんどん進んでいきまして、やはり医療費というのは全体的に伸びていかざるを得ないという状況にありましたので、こういう基金の枯渇の状況を見ながら、やっぱり改定をしなければならないということに判断をいたしましたわけであります。

非常に、この改定の率についても一挙にと、例えばこういった今後の見通しを経て、税率だけでということについては、かなりのやっぱり税率改正のアップが必要でありますので、そういうことにならないように、やはりある程度は、そういう医療費の伸びを見ながら運用していくことが大事かというふうに考えて、今回このような改定の提案をいたしましたということでございます。

○森山 大議員

町長が、基金があるのになぜ増税をするかと町民から言われたというのについては、私は財政運営のプロである町長にしては、ちょっと判断がどうかと思います。

というのは、やはり判っているわけだから、毎年1億2,000万も基金を取り崩していけば、3年後にはなくなるというのが判っているのであれば、なぜそれを見越して、一気に今回のようにこんなに大きく上げるわけで、そういうことがやはりするのであれば、一気に増税にならないように段階的に上げるということができなかったかというのを非常に疑問に思います。

そこで町長にお尋ねしますが、今回こういう形で総額十何%という、この条例改正案で、総額が6,000万という増税を提案をされているけれども、これはこの6,000万増税することで、本町の医療費に見合った税収になっているのかどうか。

ということは、もうこれだけ上げたら、来年も一つもいじらないのでいいと。これは適正な税額だというふうに考えておられるのか。というのは、私が聞いた説明では、医療費は7番目だけど、税は平均に来るといようなことでは、私は本当はまだ足りないのではないのかというふうな感じがいたします。

普通考えたら、医療費が7番目であれば、税もその辺見合った税でないとおかしいわけで、今度、法定外の負担が増えるか、増税をしないとイケないから、そこ辺が医療費に見合う税が確保されると。今回の税率改正で確保されるとお考えなのかどうか。

ということは、今後の法定外繰り入れについては、今回の1億何千万は26年度の財源対策ですよ。ということは、27年度は法定外繰り入れはあるということなんですか。町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この税率改正につきましては、先ほどの全協の中で詳しく説明したとおり、今回の引き上げで全て今後の保険給付費を賄えるかということ、賄えないでしょうということは申し上げたところであります。これを賄うとなると、この改定、倍以上の改定をしないと、とてもじゃない。そういう状況が、今後は予測をされるということもございます。

したがって、被保険者の、さつま町の置かれている所得の状況、そういうことを絡み合わせて鑑みたときに、やっぱり適正な税率改正というのがあるわけですね。全てを保険給付費で賄うとなると、物すごい税金を上げないといかん。とてもじゃない。そうすると、申し上げましたとおり、滞納が増えてしまう状況がありますので、やっぱり適正な町民の負担の割合に応じた改定でないと無理があるんじゃないかと、そういうことで、今のところ6,000万の中で改定をいたしましたわけでありまして。

県の平均を若干上回っております。しかし、それでも今の医療費の推移からいくと、非常に難しいだろうと思っております。そういう上で、やはり一般会計の繰り出しというのは、今後もあり得るということは申し上げてきたところであります。

○森山 大議員

最後の質問になりますが、私は26年度予算から唐突に、この法定外繰り入れを1億何千万も。この一般財源の1億何千万という、これだけあればいろんな事業ができるのに、これを被保険者の負担を和らげるためにというだけであるということについて、町民の理解をどう得られるのか。この法定外に負担することについて、町長はどうお考えなのか。

さっき言った、今後、国保運営の抜本的な、基本的な考え方になってくると思うので、町長は税の負担と法定外繰り入れの考え方を今後どういうふうと考えておられるのか。そこは1回聞いておきたいということで、お尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

国保は、いわゆる被保険者のお互いの助け合いの保険ですから、基本的にはやっぱり税率でもって賄うというのがでしょうけれども、先ほど申し上げましたとおり、負担のやっぱり適正化という、そういう能力っていうんですかね、そういう状況を判断をして全てを賄うということになると、物すごいやっぱり税率改正が必要だということで、今までは、この基金がありましたから、その中で運営ができて、これができたんですけども、これが結局医療費の伸びに見合うための取り崩しをしてなくなったわけですから、それに見合うような、やっぱり全てを、なら税金というのは非常に難しいだろうと思っておりますので、そこはやっぱりある程度、一般会計のほうから繰り出しをしないとイケないかなというふうと考えております。

一般会計の繰り出しをしないで、例えば翌年度の繰り上げ充用をして、足りない分を。そうすると、翌年度さらにまた、翌年度の財政運営ちゃあ、その分、なおさらまた窮屈になるし、ますます赤字が増えてく。なら、それをどうするのかと。毎年、税率改正をして、ある程度のを補っていくということも考えられますけども、それでも相当赤字が出るかと思っております。それを放っておくかということになると、もう国保財政は破綻をしてしまうということになるかと思えます。

そういう状況が、非常に全国的にあるもんですから、平成29年から、いわゆる都道府県で1つの保険者として運営をしていきたいと思いますというところが、今、国のほうで検討されておるわけ

であります。

それだけ国保の構造的な問題というのを全国抱えているわけですね。これだけ地方が人口が減って、被保険者が高齢化をしてどんどん減っていく時代で、医療費は増えるということになってますが、そういった非常に構造的な問題を抱えている中で、これからどうしていくかちゅあ、国を挙げて、これは地方の問題の一市町村で考える問題ではなくて、いわゆる限界に来ていることは如実にこうして出てきてるわけですから、この問題はやっぱり全国の問題として国を挙げてどうするかという、今後、議論にしていかないと、これは解決しない問題だろうと私は考えておりますので、そういう声は今までも県の町村会を通じたり、全国のほうからもそういう声は上がってきて、29年から、そういう都道府県の中で運用していきましょう。

ただ、これが抜本的にどのようなになるかというのはあれですけど、市町村のほうでやっぱり税率をかけてやっていきなさいということになってるようでありますから、この辺が抜本的な改革の方向になるのかというのは、今後の状況を見てみないとはっきり判らんとですね。

ただ、このままの状況ではちょっと、なかなか解決というのは見通しがつかないというのがございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

町長、関連なんですけども、1人当たりの医療費。それから、そういう医療費が随時上がる中で、先ほど森山議員からありましたように、やっぱり基金があるから積み立てをしていかない、値上げ、値上げちいうか、税のアップは図らないというような考え方でしょうけれども、そこには例えば、この金額を見ましても平均なんですけども、町民1人当たり8万5,000円ですか、6,000万にしたときに、そういう値上げがあるんですが、先ほどおっしゃるように、やっぱり医療費ちいうのは上がっていくちいうことは私も納得もしますし、高齢化が進んでいけばこういう事態は出てくると思います。

しかし、やっぱりこういう値上げをするに至っては、町としても今、税の関係で、まさに税がなくなる。例えば、国の税がこういうふうになるということばかしじゃなくして、それに代わる、やっぱりこういう税が上がる分に関しては、こういう医療費をどうして抑制していくかということが非常に大事じゃないかと思っております。

病気の人たちに病気をするなというのは無理なことでしょうけども、さつま町で県内でも、何ていいますか、七十何%の達成をしました、達成率ですね。よそのとを見ますと、二十何%、三十何%で、より何ちいいますか、首長さんも喜んでいらっしゃいますけども、我がまちにしましては、70%を超える受診率をされております。

やっぱりこういうところをもう少し町民に訴えていく。こういう値上げをせんならん実態を、もう少し町民にも判っていただく。そういう施策ちいうのは、講じていかれないものなのか。単に上げられるちいうことじゃなくして、その間に、こういう医療費の高騰、いろんな高騰の条件を述べられて、町民こぞって、こういう健康福祉に努力するちいうようなことを行政自体から発する考えは持たれなかったのか、お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

川口議員がおっしゃるとおり、このことは最初から判ったから、それだから特定健診率を上げようということで、一生懸命いろんな関係機関を通じたり、役場自体も公民館長、公民会長、それぞれを訴えて、こういう70%を超える、県内でもトップクラスの状況はできてきたんですよ。

とにかく医療費を抑えるためには、健康づくりをいかにするかということが一番大事でありましたので、それを訴えて、こういう形にできたわけです。それでも、医療費がこのように増えてるといふ実態がありましたので、あとは税率改正のやむなきに至ったなということでもあります。

ほいで、おっしゃるとおり予防対策、私は例えば医療費の問題、予防接種にしる、あるいは子供から、あるいは高齢者まで、肺炎球菌など、いろんな予防接種にしても県内でいろんな取り組みをしているのは、助成をしているのは、さつま町が一番やってるかと思えます。それだけ予防対策には今まで力を入れてきたちゅうことは、議員自ら、この予算を通じてお判りだと思っておりますので、とにかく予防の対策はこれからも力を入れて、検診とか、そういう医療費が抑制できるような形のいろんなものをやっぴりせんにかんち思っ、今までもやってきたわけです。

それでも、こういう結果になってるわけでもありますので、ほいで貯金があつて、やっぴり何でそんなら、まだ2億4,000万のあの時点で、25年度からしたらいいんじゃないかという話も当然あつたと思うんで。

ほいで、その時点なら、町民に説明したときに、医療費というのは全く、がつつい推測ができんとですよ、毎年毎年が。いろんな病気があつたり、インフルエンザがはやつたりちいうことで、非常に普通の一般会計の事業みたいに、はっきりとした事業をして、これだけお金が要りますよ。最初の枠が決まっておれば非常に見通しが立てやすいんですけども、医療費というのは、人の健康にかかわることですから、なかなか把握は難しい。

そしてまた、重い病気にかかつたりすると、物すごくばかんと医療費が上がるし、その辺の難しさがあつたり。ほいで、それに見合ったまた歳入というのが、非常に変動いたします。そのつかみどころが非常に難しいもんですから、こういうことになってしまつて、非常に見通しが甘いか言われますけども、そこができれば、これはすばらしいことですよ。

ほいで、やむなくこうして上げるわけではありますが、6,000万ぐらい今回は、ちいうことになりますけども、例えば、この前も説明したとおり、なら2億ぐらいを補てんをするためちなると、前の資料も見ただけであればお判りのとおり、物すごい、今6,000万円の調定額で計算しておりますけども、2億円のほんならこれを全て賄うとなると、相当な税金を上げんにかんちということになりますので、とてもじゃない。滞納がそれだけ増えてしまうということになる。

結果的に、今度は徴収に努力をせんでいかんちいうても、もう不納欠損がどんどん出て、何ら歳入の確保はできなくなるちいうことになりますので、その辺のところはやっぴ適切な町民の負担能力に応じた、そこを計算をした上で税率を上げなければならないという、一つの非常に難しさがあるわけでもありますので、ほいでやむなく、やっぴ一般会計の繰り出しもせざるを得ないと、その辺のところはまた一般の町民の皆さん方にも、しっかりとまた説明をして御理解をいただく、そういう非常に重い判断もしなければならないと思つておるところであります。

○川口 憲男議員

町長のその答弁内容、重々判るちいいいますか、私も旧町時代に、議会の中から国保委員会というのがあつて、それに出していただけるちいうか、議会の中から参加した経緯があります。

その中でも、病院の先生等もいろんな話の中で、国保は大変だよと、枯渇していくよということや、をずいずい言われとつたんですけれども、新町になりまして、私たち議会の中からは、そういう委員会に行かないというふうに取り決めいたしましたので、その中身は年々余り伝わつてこなかったんですけど、おっしゃるように、やっぴ国保会計ちいうのは、さっき町長の答弁にもありましたように、加入者ですか、その人たちが運営していくのが理想なんですけれども、これだけ高齢者が多くなつて医療費が伸びていく中じゃ大変だと思つております。

以前、私も聞いた話ですが、旧町の時代に、腎臓透析の患者さんがいますと、3人おったら国保はパンクするよという話も聞いております。

しかし、それも相当透析人口も増えておるし、私たちも、私たちもちいうことじゃなくて、私も予備軍に登録まではしないですけれども、そういうような傾向にあって、やっぱり健康増進に努めにやいかんということが強いと思います。

先ほど町長の答弁にありました70%の、何ですかね、ちょっとど忘れしましたけど、「特定健診」と発言する者あり）特定健診の受診率で、私も先般の新聞の中を見とって、鹿児島県の中のやっぱり町村だったんですけども、23から二十七、八のところ、非常に町長が、これに頑張っていくんだということおっしゃいましたけども、それに比較したら、うちの町は大変な頑張りだと、私も自負しております。

しかし、まだまだ町民の方々の中に、そういう医療費抑制のためには自分たちがしていかにやいかんという意欲が、意欲というか気持ちが伸びてきてないんじゃないかと思います。それよりか、税が上がることに對して不満が強いところが多いんじゃないかと思います。だから、そこはやっぱり町の実態を出して、町民の方にも知っていただくことが大事だと思います。

また、そして今、職員の定数削減ですか、というような話もありますけども、やっぱりこういう健康増進を図るには保健師さんとか、それに従事する職員が、より以上に増えるべき、あるいは個別指導とか団体指導ちいうか、各公民館に集めてされる指導は、ややもすれば、そういう本来に来ていただきたい町民の方々が見えられなく、健康、何ですか、受診を受けられる方は比較的スムーズに来ていただけますけど、本来に来ていただきたい、町民の方々に来ていただけないという、これもあれば、やっぱり個別指導、それになったら保健師、あるいはそれ担当職員ですか、そういう方の力が強く必要だと思います。

やっぱりこういう税として、町民に痛み分けをするのであれば、今後また町民の方へのお知らせとか、あるいは周知を強く訴えられるように、私は要望します。

○町長（日高 政勝君）

基本的にはやっぱり自分の体のことですから、自分の健康は自分でしっかりと意識をして守っていく。それが一番大事かと思っております。

したがって、日ごろからやっぱりいろんな健康づくりをしてくださいという、いわゆるポイント制も設けておりますし、そしていろんな健診も受けてくださいと、早期発見・早期治療、そのことがやっぱり医療費の抑制になるわけでありますので、そういったいろんな自分で健康を守るためのウォーキングとか、あるいはいろんなグラウンドゴルフとか行かれておりますけど、そういうことが非常に大事でありますし、やっぱりひきこもりにならないように、自分でできる範囲の運動なんかもやったり、あるいは食生活の関係の皆さん方にも協力いただいて、そういった食生活の改善、食事の関係、いろんな取り組みも積極的にやっておりますので。

要はおっしゃるとおり、町民一人一人がやっぱりもっともっと意識を高めていただく。自分のことだということを、若いうちはなかなか健康でありますから、それまで意識はないんでしょうけども、年をとって初めて病気になって、健康の大事さというのが判るように、本当、健康のうちからそれを長く維持ができるように、健康寿命が本当に長く保っていくことが大事でありますので、これからも引き続きそういった予防の関係については、意識の啓発等に一生懸命努めてまいりたいと思うところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

単純な質問をさせていただきますけれども、2款1項18目、さつま町10周年記念事業の中に……。

○議長（舟倉 武則議員）

それは、まだ議題じゃないです。

○米丸 文武議員

ああ、でしたか。どうも失礼しました。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

△日程第6 「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第6「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

どうも先ほどは失礼いたしました。単純な質問で本当に申しわけないんですが、今申し上げました、さつま町の10周年記念の事業の中に……。

○議長（舟倉 武則議員）

何ページですかね。ページを教えてください。

○米丸 文武議員

はい。14ページですか。私は説明資料のほうで、款項目を申し上げておりましたので、14ページですね。中のさつま町10周年記念の切手を作成するという項目で説明がなされておりますけれども、どの程度の規模でこれをされる予定なのかなと思って、この内容について御説明をいただきたいなということでございます。

鶴田町、中種子町の来町のオープニング参加のときの対応経費等については、これまでもいろいろあったわけですが、記念切手となったらどういうことを考えておられるのかなということでお伺いいたします。

それから、18ページの3款2項3目の鶴田同朋保育園改修事業補助ということで、1億2,936万7,000円ですか、計上されておりますが、どのような経緯でこれが、こういう事業が計画されているのか、規模が。老朽化したとか、危険があったとか、どういうふうな事情でこういうふうな事業が計画されたのかなということでお伺いをしたいと思います。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

10周年記念事業の最初の質問の関係についてでございますけれども、記念切手の関係であります。

この記念切手につきましては、よく通常、郵便局のほうで記念切手のシートを10枚とか20枚つづりで発行されますけれども、あのさつま町の10周年記念版というようなことで、切

手を10枚、いろんな特産品ですとか、観光地を印刷したものを1シートにしまして、1,100枚単位で発行ができるということで聞いておりますけれども、それを1,100枚を購入すると。そのうち、町で700枚、郵便局側で400枚を購入しまして、それぞれ販売できるような形で準備をするというようなことでございます。できたものは販売もできますし、記念品として配付もできるというようなことで捉えているところでございます。

○福祉課長（王子野建男君）

鶴田同朋保育園の今回の建築に至った経緯ということでございます。

この保育園にございましては、昭和59年2月に建築された、旧町鶴田町の時代に町立保育園として、鶴田保育園として建設された建物でございまして、平成17年の4月に現在の同朋保育園さんのほうに、法人のほうに譲渡をされた建物でございまして、敷地は町の敷地でございまして、無償貸与というような形で今現在、利用がなされているわけでございます。

法人のほうにおきましては、約30年ほど経過いたしまして、リニューアルということ等も想定されて、いろいろ計画がなされたようでございますけれども、園児のよりよい保育環境というものを整えたいというようなこと等もございまして、今回の改築に至ったということでございます。

計画にありましては、高齢者あるいは異年齢児、こうした方々、そしてまた地域の方々との交流を促したいというようなこと等もございまして、地域に開かれた、地域に根差した施設としたというような目的の中で、今回の経緯、建築に至ったというようなことでございます。

そうしたことで、繰り返しますけれども、リニューアルというようなこと等もありますが、今現在の地域の保育ニーズというものに対応するための建築ということでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

同朋保育園のことについては了解いたしますけれども、切手については、今1,000枚のうち町が700枚でしたか、シートを購入するんだということで、これはどのように活用される予定なんですか。町の発行するのにするとか、町民の皆さんに買ってもらうとか、どのような方法でそれを利用されるのかなということでございます。その点についてはいかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

従来、記念式典のときに、10周年、今度は10周年ですけど、皆さんどこも記念品をお配りなんですよね。その記念品がわりとして、この切手シート、いわゆる10枚入りのあれなんですけど、さつま町のいろんな観光特産品とか、観光地になってる、そういうところを切手シートにして（「さつまるちゃん」と発言する者あり）さつまるちゃんとか入れながら、それを記念品としてお配りしようという、そういう形でございます。

今まで焼酎を配ったりする市とかありますけど、まちも。そうじゃなくて、焼酎については、先日の落成式のときにそれぞれお配りしてありますので、今回はちょっと趣向を変えて、さつま町の観光的なPRもなる、観光物産のPRにもなるちいうことで、そういうものを切手シートにして記念品としてお配りをしたいということで、700枚町のほうに、あとは郵便局のほうでまた販売をしていただくということになっておるようであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第9「議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第10「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から、日程第10「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

議案第70号の国民健康保険事業の関係でございますが、今回も医療費の増額ということとあわせて、繰越金ももうほとんど全額を歳入として提案をしてございますが、先ほど来から問題になっております、この国民健康保険の医療費の関係、ここ5年ぐらいの上昇率というのが平均的、あるいはまた25年度でも結構なんですけど、お知らせをいただきたいと思っております。

○健康増進課長（四位 良和君）

御質問のありました医療費でございますが、先般、全協のときにお配りしました資料の中で、後ろのほうに財政状況等ちょっとお示したかと思っておりますが、その中で総医療費の推移ということで少しお示しさせていただきましたが、平成20年度から25年度で、これは総額であります。診療費から食事療養費、訪問看護費、移送費等を含めた額であります。20年度が27億5,400万程度であります。それから25年度に向けて27億7,000万ということで、総額としては上がったり下がったりという形で、グラフでもお示ししておりましたけれども、あります。額の伸びをなかなか見込めないときありまして、21年度から22年度におきましては、1億数千万円以上の上下があつたり、また下がった年もあるようであります。

1人当たりの医療費として見ますと、毎年右肩上がり伸びを示している。現在は、被保険者数に対しまして45万円近く、44万円程度の、43万6,000円ほどの医療費を使っているということになります。伸び率。済みませんでした。伸び率でありますけれども、1人当たりの医療費で少し調べておりますけれども、ちょっと古い資料で申しわけありませんが、17年度から24年度までの伸び率で言いますと、さつま町の医療費の1人当たりの伸び率は30.1%と形で伸びております。

ちなみに、国の伸び率としましては、この8年間での伸び率は25.1%。鹿児島県が27.0%。1人当たりの医療費としては、非常に高い伸び率を示しております。

○宮之脇尚美議員

伸び率が非常に30%ということで、本町の場合。国が25%、県が27%ですかね。大体似たような感じの伸びをしているようでございますが、先ほど町長にも質問があったわけですが、やはり医療費の伸びに従って、保険税というのは当然検討されるべき事項であろうと。

ただ、町長とされては過去にもあったんですが、やはり保険税を上げるに当たっては、非常に町政の執行者として心苦しい部分もたくさんあられるものというようなふうに思っているところでございます。

もちろん一般会計の法令外負担金というのも1億を超えますと、かなり一般会計への運営にも支障が来しますし、またやはり、今はまだ財調もそれなりに積み立てをしていらっしゃるわけですが、今後、高齢化に伴って、より一層伸びてくるものというようなふうに思っております。

国では、やはり県が保険者となって全体をまとめるというようなふうな、都道府県ごとの保険者とするようなこともあるわけですが、やはり県全体も27%ぐらいの伸びというふうになってくると、やはり医療費全体が保険税を含めて上がってくるんだらうというようなふうに思っているところでございます。

国もやはり国保の運営については、かなり神経を使っているようでありまして、それなりのいわゆる受益者負担の原則ということもやむを得ないというようなことも談話としては載っているようでございますが、今後、一般会計でこういう法令外負担金を億を超えるような負担を毎年やっていくとなると、保険者が一体化されてもかなり厳しい運営になるのかなというふうな感じがするところでございます。

そういう一つの展望なんですけど、先ほどもありました特定健診が、必ずしも特定健診のアップ率が医療費の軽減につながってないと。町のほうの宣伝とされては、特定健診をして早期発見することによって医療費の軽減につながりますよということを何回か聞いたこともあるんですが、必ずしもそうでもないというようなことがうかがえるところでございます。

やはり過去には、健康増進のまち、健康づくりのまち、さつま町もかつて宣言をされてるわけですが、全国ではやはり医療費軽減のために、いろんな取り組みを行っている団体もございまして。そういう効果というのもしっかりと表れているような団体もあるようでございますから、やはり職員もたまにはそういうところに研修をさせて、そういうものを抜本的に、本町の場合も取り組みを進めていくということも必要なのかなという感じがするところです。

私も今回、所管事務調査で、目的は違うんですが行ったんですけれども、やはりこちらの鹿児島島の風土的なものもあるんでしょうけれども、いろんな面でいろんな課題に対する認識というのが大きく違っているような感じがいたします。やはり改めて考え方を変えなければならないというようなことも自分なりに思っているところでございますが、そういう意味で、ぜひ非常に厳しい財政運営ということをおっしゃるけれども、今でないとまた将来的にはなかなか難しい部分もあります。

例えば、九州管内でも佐賀県なんかは、佐賀県全体が過去には医療費を30%軽減を図ったというような実績も持ってらっしゃいますから、ぜひそういうところの研修というのでも必要ではないのかなということも思うわけですが、町長ぜひ、町長も非常に忙しい身でありますから、副町長以下やはり関係職員、財政を含めて、そういうものを2カ所なり3カ所なり見ながら軽減を図っていかないと、今後の財政運営というのは、国保だけでなく一般会計も大変になってくるだろうというようなことが予想されており、そこら辺について町長の見解をお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、実際、現場でいろんな指導をしております保健師の皆さん方、あるいは保健福祉、健康増進課、そういったところの職員のやっぱりこういう医療費抑制に対する考え方というのは、やっぱりしっかり持っておりますけれども、なかなかそういう先進地の事例という機会というのが、そんなに多くはないと思っておりますので、そういういろんな取り組みをされて先進的なと

ころは、できたら勉強させていただいて、町民にも啓発をしながら取り組みができたらいいかなと思っております。

ことしからですかね、職員のとにかく意識を高めていく、啓発をしていくために、自主研修の旅費も設けてきたところ。個人なり、あるいはグループでも、こういうところを勉強したいという意欲的な取り組みをするようにということでやっておりますけれども、できましたら、そういう機会も今後さらに取り組みをしていきたいと思うところであります。

健診等につきましては、先ほどありましたとおり、確実にこれがすぐ表れるかと、70%になったから、すぐこれが表れるかちいうことになるのとまた難しい面もあるんですが、長い目で見ると必要はありますし、こういった健診率もやはりずっと継続した形でいけば、将来的には医療費の抑制につながっていくんじゃないかと思っております。

したがって、現在5位のところが7位まで落ちてきてますから、わずかなことでありますけど、そういう傾向がこれからも続けば、本当ありがたいことだと思っておりますので、さらにやっぱり先ほどからありますとおり、自分の健康は自分で守るという意識付けを、まずはやっぱり持っていていただく。そしてまた、職員も担当の一番現場で働いてる皆さん方が、よりやっぱり啓発をするためには、自分もいろんなすばらしいところの研修を受けて学んで推進をしていく。このことが大事かと思っておりますので、その辺については今後、積極的に取り組みを進めていきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

前向きな考え方であるかと思うんですが、ひとつ町長こういう課題については、非常に大きな施策でもあるかと思えます。自主研修とか言われますけど、やはり特別枠でも組んで、ここ一、二年徹底して、これらについてやっていこうかというようなことも、そのことによってやはり1億、2億軽減されれば、すぐ財政的にはある程度余裕も出てくると思うんですね。

どうも町長も、一生懸命やられていると思うんですが、自主研修制度を使って本当に行く気がある職員が何人いるんだろうかと、非常に、職員を疑うわけじゃないんです。

ただ、自主研修となると、当然それぞれの個々の経費も必要になるかと思えますんで、徹底した、こういうことについて徹底して、やはり取り組んでいく姿勢というのが非常に大事なのかなという感じがするところです。

百聞は一見にしかず、やはりそうして見たり聞いたりすることが、やはり認識を変えることにもなりますし、また、それを町民に広く広めていくことも、やはり健康増進にはつながっていくと、非常に重要な点であるというようなふうに思っておりますんで、ぜひこれについては取り組んでいただくように、再度町長のお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

一つの例として自主研修の例を挙げたわけではありますが、直接やっぱりそういう健康増進課なり、あるいは関係の福祉課でもですが、そういう直接のところの予算として計上することも大変意義があるかと思っております。その辺もまた、今後、医療費抑制という大きな目標を掲げて取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり

り、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第11「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」を議題とします。
提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと求めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から12月9日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

12月22日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時19分

平成26年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成26年12月22日

平成26年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成26年12月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	湯下 吉郎 君
企画財政課 長	崎野 裕二 君	税務課 長	松尾 英行 君
町民環境課 長	前田 淳三 君	福祉課 長	王子野 建男 君
介護保険課 長	中村 慎一 君	健康増進課 長	四位 良和 君
担い手育成支援室 長	貴島 晃人 君	耕地林業課 長	杉水流 博 君
建設課 長	三浦 広幸 君	水道課 長	岩元 義治 君
農業委員会事務局 長	村山 茂樹 君	消 防 長	高木 卓朗 君
教育総務課 長	上野 俊市 君	社会教育課 長	橋ノ口 賢二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 2 号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 6 3 号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第 3 議案第 6 5 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 6 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 7 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 7 6 号 さつま町建設計画の一部変更について
- 第 1 2 平成 2 5 年陳情第 6 号 川内原発の拙速な再稼動に反対する陳情書
- 第 1 3 陳情第 1 0 号 人体への健康被害を防止するための石綿含有屋根材の撤去に関する陳情書
- 第 1 4 所管事務調査報告の件
- 第 1 5 議員派遣の件
- 第 1 6 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」、日程第2「議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、日程第3「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第4「議案第66号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第5「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第6「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第7「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第9「議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第10「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第11「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から日程第11「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」までの議案11件についてを議題とします。

なお、文教経済常任委員会審査の中で、「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の事項別明細書の節及び説明欄の金額について、執行部から訂正の申し出を受けて、審査が行われております。お手元に配付された正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」、「議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、「議案第66号 さつま町国民健

康保険条例の一部改正について」、「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分、「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」以上、議案8件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」であります。

今回の条例の制定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等へのさつま町職員の派遣に関する事項について定めるものであります。

現在、介護保険課の所管している包括支援センター業務について、平成27年4月から、さつま町社会福祉協議会へ委託する予定であり、これに伴い、本町職員を社会福祉協議会へ派遣することから本条例を制定するものであります。

次に、「議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」であります。

消防組織法が改正され、消防長及び消防署長の任命要件が条例に委任されたことに伴い、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令を参酌して条例を制定するものであります。

質疑の中で、今回の条例制定によって、これまでの運用から変更された点についてただしましたところ、基本的にはこれまでの運用と変わらないが、消防長の資格の中で消防団長職が2年以上あったものという規定、消防署長の資格の中で消防副団長の職に3年以上あったものという規定については、過去において基準に該当する者が任命された実績がないことから、県下のほとんどの消防本部と同様に削除をしているとの説明であります。

次に、「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

今回の条例の一部改正については、さつま町国民健康保険事業特別会計の適正な運営を図る必要があることから、さつま町国民健康保険税条例の一部を改めるもので、平成27年4月1日から施行するものであります。

本町の国民健康保険税は、合併後、一度も税率改正がなされないまま今日まで運営されてきていますが、医療給付費の増、国保世帯の所得の伸び悩み等によって、国保財政は極めて厳しい状況にあり、現状のままでは国保財政が立ち行かなくなることから、国民健康保険税の税率を改正するものです。

今回の税率改正は、平成26年度ベースで6,000万円の調定額の増額を目指すもので、現在の調定額は4億2,100万円ほどであります。税率改正後は4億8,200万円ほどになる予定で、1人当たりの税額では7万2,857円が8万5,160円となり、1万2,303円の増額となるものです。国民健康保険税の引き上げによって収納率の低下が懸念されますが、税務課及び健康増進課が連携を図り、税率改正のお知らせ等を各家庭に配付することとあります。また、平成27年4月以降は説明会を実施しながら住民の理解を求めていきたいとのこととあります。

次に、「議案第66号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

今回の条例の改正については、産科医療補償制度の改定に伴い、掛金の額が3万円から1万6,000円に引き下げられることから、健康保険法施行令等の一部改正とあわせて、さつま町国民健康保険条例についても出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改めて、引き続き、支給総額42万円を維持していくものであります。

次に、「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分についてであります。

歳出の3款1項、社会福祉費、国民健康保険財政対策費の繰出金1億8,000万円は、療養給付費及び高額療養費等の増加に伴い、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、3款2項、児童福祉費、保育所運営費については、病児保育事業の委託料として203万5,000円が計上されています。病児保育事業は、就労している保護者にかわって病気の子供を保育所で一時的に保育するもので、現在はクオラキッズに委託しておりますが、事業の単価改正及び利用者の増加に係る不足分等に対応するため、必要見込み額を補正するものです。

質疑の中で、病児保育事業の利用状況についてただしましたところ、この事業は今年度から実施しているもので、町内全ての未就学児が登録の対象者である。4月の利用者はなかったが、5月に10名の登録があり、6月は12名、7月は15名、8月は10名と徐々に増えている状況である。施設は保育園クオラキッズの一部を利用して運営されており、今後は風邪、発熱等の利用者の保育が多くなると予想しているが、インフルエンザ等の伝染病の場合、受け入れることはできないとの説明であります。

次に、4款2項、清掃費のごみ処理費150万円については印刷製本費で、ことしの3月から4月にかけて、ごみの分別、減量化に伴う説明を全公民会で実施した際に、現在配付中のごみ分別ポスター1枚では、分別方法が判りにくいという意見が寄せられたため、ごみ分別の手引書「ゴミック誌」を作成する経費であります。A4サイズ、4色カラー刷り、約40ページの内容のもので、1万5,000冊を作成し、町内の全世帯及び転入者等に配布する予定であります。

次に、「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出では、保険給付費、諸支出金等その他を計上し、歳入では、一般会計からの繰出金1億8,000万円及び前年度繰越金7,082万3,000円を財源充当し、予算総額を35億8,413万円にしようとするものであります。

平成26年度は当初予算編成の段階で国民健康保険基金から1億2,000万円を取り崩すなど大変厳しい財政状況が続いていますが、上半期給付額の伸び率等から今後も給付額の増加が見込まれるため、不足分を一般会計から1億8,000万円法定外繰り入れすることで国保財政の運営を図るものであります。

次に、「議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳出では、総務費、地域支援事業費を計上し、歳入では、介護保険料、国庫支出金のほか、一般会計から繰入金その他を財源充当し、予算総額を32億6,064万1,000円にしようとするものであります。

歳出の3款1項、介護予防事業費、地域介護予防活動支援事業費については、平成26年9月定例会において、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費等122万5,000円を計上していたが、鹿児島県から一般会計で計上すべきとの指導を受けたため、今回、介護保険事業特別会計から一般会計に組み替えするとの説明であります。

次に、「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」であります。

今回のさつま町建設計画の一部変更については、合併時の財政支援策である合併特例債について、当初、発行できる年度を、合併年度に続く10年間とされていましたが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、15年間とされたことから、この

適用を受けるために本町の建設計画の関係部分について改正しようとするものであります。

このほか、国民健康保険税条例の改正について、特に町長の見解を求めたところであります。

「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」は、国民健康保険事業の財政が大変厳しい状況であるため見直しをしなければならないことは理解できるが、町民には今回の税率改正について何も説明がされておらず、税率が改正される来年7月以降、対象となる町民への影響が懸念される。また、今回の補正予算について、一般会計から国保会計へ1億8,000万円の繰出金を支出することは、国保世帯ばかりでなく町民全体が負担することとなるため、町民への周知のあり方についてどのように考えているかただしましたところ、今回、国民健康保険税の税率改正による税額の引き上げによって、経済情勢の厳しい中、町民は税負担の重さを痛感されると考えている。そのため、町民には本町の国保財政が置かれている厳しい現状について十分理解していただく必要があり、12月議会に提案することで十分な周知期間を設けて、被保険者以外を含めた町民の皆様に対して広く周知していきたいと考えている。広報誌やホームページによる広報のほか、あらゆる機会を捉えて町民の理解が得られるよう、周知、啓発に努めていきたいとの答弁でありました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。米丸文武委員長。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分、「議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」及び「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

本条例の一部改正は、さつま町公営住宅等長寿命化計画に基づき、現在、建てかえを実施している山崎団地に係るもので、昨年度A棟が完成し、本年度2棟目であるB棟が平成27年2月末に完成することから、別表第1中の戸数を5戸から10戸に改正するものであります。

質疑の中で、今後の公営住宅の建てかえ計画及び周辺部対策としての公営住宅建設の考え方についてただしましたところ、長寿命化計画では、今後の建てかえは、五日町団地、上向東団地、湯之坊団地などを計画しており、数億円規模の工事になる計画で、ここ数年は五日町団地の建設になるものと推察される。

また、周辺部対策については、住宅の建てかえは基幹事業で、それに対して効果促進事業として2割の事業があり、建てかえを含む全体計画では12億円から14億円の事業計画であるが、周辺部の公営住宅については、当面は効果促進事業で既存の町営住宅の修繕を進めていくことに

なるとのことであります。

次は、「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分についてであります。

まず、6款1項、農業費の関係であります。

1目、農業委員会費の費用弁償10万円は、毎月実施している現地確認調査を2名から3名体制に増員することに伴い、増額するものであるとの説明であります。この説明を受けて、現地確認調査員を3名に増員した理由をたどりましたところ、平成24年度から太陽光パネルの農地への設置申請が多くなり、農業委員2名では判断しかねる事例が出てきていることから、現地確認調査を3名体制にするものであるとのことであります。

7目、畜産業費の優良雌子牛保留対策事業補助180万円は、当初予算で20頭分354万円を計上したが、不足が見込まれることから10頭分を追加するもので、また、優良雌牛保留導入対策事業補助200万円は、同じく当初予算で90頭分670万円を計上したが、同様の理由により25頭分を追加計上したとの説明であります。

質疑の中で、農業所得の減少が見込まれる中で畜産所得には目を見張るものがあり、畜産経営の推進はなされているのかたどりましたところ、畜産農家は毎年20戸程度減少してきているのが実情である。水稻と畜産の複合経営を進めているが、畜産農家の高齢化や畜産資材の高どまりなどが進行してきていることから、優良牛の保留事業などを活用して畜産農家の現状維持に努めたいとのことであります。

8目、有害鳥獣対策費の有害鳥獣捕獲報償費491万円は、捕獲頭数の増加が見込まれることから、イノシシ50頭分、ニホンジカ450頭分、タヌキ・アナグマ80頭分を追加するもので、緊急捕獲等対策報償費320万円についても、当初予算で980頭分を計上していたが捕獲増により不足が見込まれることから、ニホンジカ400頭分を追加計上したとの説明であります。

質疑の中で、猟期中の駆除に対する報償費の取り扱いについて、現在の進捗状況をたどりましたところ、駆除の報償費については県内でも高く設定されており、通年となると報償費を下げざるを得なくなる。もう少し時間をかけて、単価を下げてでも通年で駆除していただく方向で協議していきたいとのことであります。この答弁を受けて、農業生産意欲の減退に歯止めをかけるためにも、有害鳥獣の駆除頭数を増やして被害を減少できるように猟友会との具体的な協議を要請する意見が出されました。

9目、担い手育成費、農地中間管理事業費の地域集積協力金361万円に関連して、耕作放棄地の増加が懸念される中で農地中間管理事業の全体的な動きはどのような状況にあるのかたどりましたところ、人・農地プランで各区の見直しを進めているが、他の地区では一ツ木地区のように集積するのが難しい状況にあり、地域集積協力金の交付を受けるには厳しいと捉えているとのことであります。この答弁を受けて、一ツ木地区の地域集積は先進地的な位置にあり、県内でも一番先行しているのはさつま町であって、県内のモデル地区になっていると考えている。農地中間管理事業の動きの中で一ツ木地区の事例を紹介することで町民の気運を高めるような政策をとっていただき、地域集積が推進されるよう制度の周知について要請いたしました。

次に、2項、林業費についてであります。

7目、治山事業費の県費単独補助治山事業費780万円は、久富木田ノ頭地区の継続事業で全体延長70メートルを平成26、27年度の2カ年施工で計画していたが、今回、県の追加内給があったことから、今年度中に発注し、施工は翌年度に繰り越すとの説明であります。

また、特用林産物振興で、平川の竹材持ち込みの補助額を1円上乗せした効果についてたどりましたところ、今年10月から1円上乗せして1キロ当たり2円の補助としているが、持ち込み

量は月に600トンと、これまでよりも増えており、間伐材の持ち込みを抑えながら竹材の受け入れを行っている状況であるとのことであります。

次に、10款2項、小学校費、2目、教育振興費の扶助費のうち、要保護・準要保護児童生徒援助費60万円は、実績見込み額に対して不足する額を計上したとの説明であります。

質疑の中で、要保護・準要保護児童生徒数について、これまでの実績を踏まえての推移をたどりましたところ、小学校と中学校の合計人数で、平成24年度が201人、平成25年度が208人、平成26年度が11月末現在で216人と、毎年度増加の傾向にあるとの説明であります。

また、3項、中学校費、1目、学校管理費の一般需用費53万円は、来年度、山崎中学校に特別支援教室の開設が見込まれることから、特別教室の改修を行うとの説明であります。この説明を受けて、特別保育を受けている幼児が増えているが、特別支援を要する児童生徒の今後の入学対応をどのように考えているかただしましたところ、今後は特別な支援を要する対象児童が増えてくることが予想されるので、それぞれの学校ごとに対応を図っていききたいとのことであります。

また、5項、社会教育費、7目、文化振興費の日展鹿児島会さつま展事業費に係る一般需用費18万円は、広報用のポスターやチラシ、パンフレット等の印刷製本費と郵送用の通信運搬費であります。

質疑の中で、日展では、洋画、彫刻、工芸美術品等、高額な作品展示が行われると思うが、想定外の事故等が発生した場合の作品の保険関係についてただしましたところ、会場は宮之城ひまわり館を予定しており、多くの方が出入りされることから展示中の事故等が懸念されるが、展示作品に対する保険対応の必要はないとの説明を受けているとのことであります。この答弁を受けて、想定外の事故対応が必要となった場合の責任の所在等を明確にしておくよう要請いたしました。

次に、「議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正予算の主な内容は水道メーターの交換に関するもので、手数料の40万円は1個当たり850円のメーター交換手数料、修繕費の50万円は1個当たり2,000円の修繕料、また、棚卸資産購入費の30万円は水道メーター購入で1個当たり1,200円の250個分を計上したとの説明であります。

質疑の中で、メーター取りかえは8年とあるが、本町では基本的にその年数で取りかえてきているのかただしましたところ、計量法で8年と定められ、定期的に県の立入検査もあり、メーターを購入してから8年以内、在庫にしておいても8年間を経過すると取りかえることになるが、不在者宅や休止中のものは次の開栓のときに取りかえており、長期不在者宅のメーターについては、そのまま置いているケースもあるとのことであります。

次は、「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正予算の主な内容は、水道事業と同様に水道メーター交換の関連経費と、県の道路等整備事業に伴う水道配水管の改良工事費を計上したとの説明であります。

質疑の中で、道路改良に伴う水道管の移設工事を農道、県道で計画されているが、県道において表層面だけを削って舗装をやり直す工事箇所については、通常の道路改良と異なることから水道管まではできないと思われる。県と協議を行って調整できないものかただしましたところ、定期的に開催される道路占用户協議会の中で調整を行うようにしているとのことであります。

最後に、農業委員会費に計上されている普通旅費7万円は、全国農業委員会会長会を来年2月

に開催予定として計上されていたが、12月に既に開催済みであったことを委員会で指摘され、不要な予算計上として議案内容の訂正の申し出がなされた。今回の委員会審査の過程で発覚したことであり、補正予算要求時から議案提案までの注意を怠らなければ、このような事態は発生しなかったことから、予算計上の取り扱いについて特に町長の見解を求めたところであります。

一般の議案と同様、予算の内容については、それぞれ主管課と財政担当課で十分協議をし、最終的には町長の査定を経て議会へ提案しているところである。審議の中にあるように、内容に時期的なずれがあり、主管課と財政担当課との連絡が不十分であったことから大変御迷惑をおかけし、こういう事態が発生したことは、まことに残念な結果であると考えている。財務研修、法制執務研修などの基本的なことは極めて大事なことであるので、これまでも行ってきたが、全職員一人一人がそういう意識を持って取り組まなければ、単純なミスをしてしまうと同時に連絡体制も十分整っていなかったという結果であることから、深く反省をしながら、今後このようなことがないようにしっかりと対応していきたいとの答弁であります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第62号、議案第63号及び議案第65号から議案第67号までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案5件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第62号 さつま町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」、「議案第63号 さつま町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、「議案第65号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、「議案第66号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」及び「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号から議案第71号まで、議案第73号及び議案第75号の議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案5件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のと

おり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第69号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、「議案第70号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第71号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第73号 平成26年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」及び「議案第75号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」の議案5件は、原案のとおり可決されました。

次は、「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第76号 さつま町建設計画の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第12「平成25年陳情第6号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第12「平成25年陳情第6号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書」についてを議題とします。総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

平成25年陳情第6号の審査の過程及び結果について、平成26年第1回定例会で付託され、継続審査となっております「平成25年陳情第6号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書」について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町広瀬870番地1、外山一正氏から、平成25年12月5日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、川内原子力発電所1号機、2号機の拙速な再稼働に反対し、UPZ圏内の住民及び議会、首長から再稼働の同意を得ること等4項目について決議を採択し、鹿児島県知事へ意見書を提出していただきたいというものであります。

審査に当たりましては、全ての審査に町当局から危機管理監ほか関係職員の出席を求め、説明を受けたほか、平成26年5月22日に川内原子力発電所で議員研修を実施し、さつま町で開催された県地域防災計画の原子力対策編及び町の避難計画等に関する住民説明会、川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会等を踏まえて審査してまいりました。

これまでの審査の中では、本陳情の内容に基づき、原発の再稼働に伴うさまざまな課題につい

て審議してきましたが、特に本陳情の第2項にある鹿児島県が実施する避難時間シミュレーション結果を踏まえた、要援護者を含めた全ての住民の安全かつ実施可能な広域避難計画を策定することに関連して、町が策定した、さつま町地域防災計画で計画されている住民の避難等を中心に審査してきました。

平成26年11月7日に鹿児島県知事が川内原発の再稼働に同意を表明したこと、また、鹿児島県議会、薩摩川内市長及び薩摩川内市議会が再稼働に同意したことを受けまして、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、平成25年陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択です。「平成25年陳情第6号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立者なしです。よって、「平成25年陳情第6号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書」は不採択とすることに決定しました。

△日程第13「陳情第10号 人体への健康被害を防止するための石綿含有屋根材の撤去に関する陳情書」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「陳情第10号 人体への健康被害を防止するための石綿含有屋根材の撤去に関する陳情書」についてを議題とします。文教経済常任委員長の審査報告を求めます。米丸文武委員長。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

当委員会に付託されました「陳情第10号 人体への健康被害を防止するための石綿含有屋根材の撤去に関する陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町柏原3100番地、合同会社石綿対策技術委員会鹿児島支部、合同会社鹿児島県SS管理委員会事務局、有限会社瀬戸口屋根工業代表瀬戸口和徳氏から提出され、平成26年11月18日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、それらを湿潤な状態のものとすることが石綿障害予防規則第13条関係により義務づけられているが、石綿含有

屋根材の改修作業においては湿潤化が守られておらず、危険な状況での撤去が行われている。石綿は、その繊維が極めて細く、空中に飛散した石綿繊維を吸入すると、肺がんや、中皮腫など、人体への健康被害を引き起こすなど懸念が高まっている。また、近年では、大阪府の泉南地域にある石綿紡織工場において石綿を吸い込み、肺がんを発症したとして、元従業員とその遺族らが国に損害賠償を求めた集団訴訟で、国が危険性を知りながら規制を怠ったとして国の賠償責任を認めるなど、石綿訴訟をめぐるのは全国各地で集団訴訟が提起されている。一方、山口県瓦工事業協同組合では、石綿含有屋根材を安全に撤去するための新工法「シールドサクシオン工法」を開発し、従来の湿潤化よりも効果的に石綿の飛散を防止することができ、安全やコスト面においてもすぐれているもので、誤った作業による作業員や周辺住民の石綿被ばくを防止する工法に取り組んでいる。このような観点から、湿潤化及び関連規則の遵守を徹底すること、湿潤化が困難な場合はそれと同等以上の効果を有する措置を講ずること、シールドサクシオン工法の採用の3項目について要請をする内容であります。

委員会審査に当たっては、建設課長から、現在、施工している鶴田武道館の工事に石綿含有の屋根材が含まれているとして、施工の状況等について説明を受けたところであります。

鶴田武道館の現在の工法は、厳重なばく露防止対策が必要なレベル1で使用する特殊な泡による湿潤化工法により施工を行っており、現場立ち会いもマスクをするなど、法に基づいて施工されているのが現状である。陳情にある新工法のシールドサクシオン工法に関しても、受注業者が見積もりをとって比較した結果、標準的な工法より高額になるということで採用されていないようである。現行法に基づいて、最小の経費で最大の効果を上げる原則を主眼に、一番経済的で効率よく進める必要がある。また、県との協議においても、特別な理由でもあれば採用されることもあるが、通常の場合は標準的な工法を採用することとなる。標準的な工法と同等程度の見積もりであれば、地元の業者でもあり、採用することも可能であると考えられるとの説明であります。

委員からは、石綿障害予防規則に基づいて施工するように業者への発注もなされている。この陳情の中には、設計の段階でシールドサクシオン工法を採用するようという要望があるが、国が定める同じ安全基準での湿潤化工法は、経済的にも安く、同等の効果があるということからすれば、最小の経費で最大の効果を上げるという行政目的に合致しており、現段階で陳情によるシールドサクシオン工法のみを設計の段階で採用することには疑問を感じる。また、町は厚生労働省が示したマニュアルに基づいて発注がなされており、このシールドサクシオン工法も同等程度以上の工法であると思われるが、経費的な面で企業努力をされる必要もあると考えるなどの意見が出されました。

最終的に、湿潤化及び関連規則の遵守を徹底すること、湿潤化が困難な場合はそれと同等以上の効果を有する措置を講ずること、この2項目については石綿障害予防規則に基づいて当然遵守すべき項目で、公共工事においては本規則に基づいて発注されており、陳情者の趣旨は理解するが、3番目の項目のシールドサクシオン工法の採用については現在の規制の中でも十分安全性が保たれていることなどを踏まえると、設計の段階で、これまでとってきた湿潤化工法で問題はないとして、採決の結果、本陳情については、その趣旨を了とせず、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

ただいまの委員長の報告に、私は何ら疑問は持っておりません。ただし、一部不明な点がありますので質疑をさせていただきます。

ここに、委員長報告の一番最後のほうに、石綿障害予防規則に基づいて当然遵守すべき項目で、公共事業において本規則に基づいて発注されている、そのとおりだと思います。

また、この鶴田武道館の屋根の張りかえ工事につきましては私も非常に興味がありましたので、工事が始まって2日目に現場を見学に行きました。そのときに業者の監督さんのほうから、凝固剤を使ってきちっと湿潤化を図りますという説明を受けました。そのときに関係建築課の係長さんも出席いただきまして、そのような説明を受けました。

今、ここに委員長報告があるように、建設課も当然、業者がそのようにやっておるという前提で説明をされて、また、委員会も、その建設課の説明をこれが十分だというふうに理解されて、このように否決されたと。これについては、私は何も疑問もありませんし、そのとおりであるというふうに認識しております。

しかしながら、19日に、この受注をした業者がその湿潤化を全く行っていない、また、私が2日目に現地視察をした後1週間か10日ぐらい経ったときに、この受注した業者が、ここにも厚生労働省の、この石綿のことで受注した業者が工事をする前に地域住民に石綿のそういう撤去作業を行いますという、これを説明をしなきゃならないというのがあるんですが、これをやっていないという情報を聞きまして、また、そのことで鶴田中学校から教育委員会にもそのことで問い合わせがあったということも聞いております。そういうことがあった中で、19日に、あるDVDを入手しました。これは鶴田武道館の屋根工事の実際の工事やっている状況のビデオでございました。それを見ますと全く湿潤化がされておりません。要するに、建設課とはきちっと湿潤化をしますという契約のもとに工事を請け負いながら、実際、作業するときには湿潤化をしない、また、建設課に届ける現場作業の写真を撮る際には規定どおり掃除機を使いまして写真撮影を行い、また、写真撮影が終わった場合には、その掃除機を撤去する、で、竹ぼうきで掃くというような作業内容が掲載されたDVDを入手しまして、建設課それと議会事務局のほうに提出をさせていただきます。

私がここで質問したいのは、何度も言いますが、文教経済委員会と建設委員会に対して質問ではないんですよ。これは、その仕事を受注した業者が、当然、建設課のほうも毎日正しい作業をやっているか確認するのは不可能だと思うんですが、それについては、やはり今後、請け負った業者が適正な作業をされているかどうか、この辺のことをもう少し厳しく監視していく必要があるのではないかとということが第1点で、委員長に質問ということで、今後のこととして、今回19日に発生したそういう事例をもとにして検討をすべきではないかなというのが1点。

それと、今回、私が今、質問しました一番これが最新の、先週の木曜日か金曜日の南日本新聞にも掲載されましたが、もともとさつま町にありましたそのだ工務店、本社は湯田地区ですが、そのだ工務店で、この石綿だけではなくて、家の建築業に従事されておった佐志在住の方、亡くなられたんですが、この方が石綿被ばくで労災認定を受けています。要するに、石綿を使う工場で作業した人だけじゃなくて、一般の大工さん、この方もそういう健康被害を受けて労災認定を受ける、こういう事実が出てきましたんで、文教経済の委員長にお願いしたのですが、今後、来年以降、こういうふうな行政の所管するいろんな建屋に対して長寿命化策で改修工事等がなされると思うんですが、こういう場合について業者への徹底指導、これを何とか強くしていただくように、そういうお願いをする意味での質問ということにさせていただきます。

以上です。

[岸良 光廣議員降壇]

[米丸 文武議員登壇]

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

ただいまの岸良議員の質問に対しまして、当委員会の審査に対する質疑ということではなくて、今後の石綿材の含有の屋根材等の被害に対してどうするかということ、また、町の担当課として指導の徹底をするというようなことをするべきではないかという質問であろうというふうに受け取ります。

先般、岸良議員のほうから議会事務局のほうにもDVDの提示があったということで拝見させていただきました。今回の陳情に対して、この鶴田武道館の屋根撤去工事については項目として上げられておりませんので、私どもの委員会の中では工法が、要するに撤去の方法が、この国の決めた規則の中で十分行われているという判断で審査を行わせていただきましたので、そのように結果をしたところでございますが、これまでの今の話にもありますように、質問にもありますように、石綿材におけるいろいろのその認定もあるようでございますので、これについては今後、所管する課において、また、国の基準において、業者のほう为抓手と施工することが、これはもう法を遵守する上で必要なこととございますので、それを徹底するようにしていかなければならないのかなというふうに思います。

当委員会の中においても一般の撤去等に係ってそういうような規則を守らないのがあるようなことも懸念されるので、しっかりと行政としてのほうからも、その周知を徹底するように要望した次第でございます。そのようなことで、これを遵守することが進められていくことを願っているわけでございます。

以上で答弁を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第10号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択です。「陳情第10号 人体への健康被害を防止するための石綿含有屋根材の撤去に関する陳情書」を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟倉 武則議員）

起立者なしです。よって、「陳情第10号 人体への健康被害を防止するための石綿含有屋根材の撤去に関する陳情書」は不採択とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第14「所管事務調査報告の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「所管事務調査報告の件」を議題とします。各常任委員会が調査中でありました事項について報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長長の報告を求めます。新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

総務厚生常任委員会の所管事務調査の御報告を申し上げます。

平成26年11月5日から7日までの3日間、徳島県上勝町及び広島県三次市において調査を実施しました。

まず、徳島県上勝町では、地域活性化の取り組みについて調査したところであります。

上勝町は、徳島県の南西部に位置する人口約1,700人、面積109.68平方キロメートルのまちで、平均年齢58歳、高齢化率51.43%となる全国で6番目に少子高齢化が進んでいる中山間地域のまちであります。大部分が山地で、山腹斜面に階段状の田畑があり、総面積の88.5%を山林が占めております。

上勝町では、一般家庭から出るごみをゼロにする運動や、山深い地形を利用して、やまびこを観光資源として売り出すなど、地域活性化へ向けたさまざまな取り組みを進めていますが、その中でも「葉っぱビジネス」の活動は全国的に知られております。

かつて上勝町が大寒波に襲われた際、それまでの中心作物であったミカン栽培が壊滅的な打撃を受けたことから、当時、農協の営農指導員であった横石知二氏が中心となり、ミカン栽培に代わる産業として、季節的要因の少ないシイタケを栽培して、年間売り上げ約5億円にまで成長しております。

その後、日本料理を引き立てる、つまもの用の葉っぱに着目し、上勝町が設立した第三セクター株式会社いろどりが中心となって、葉っぱや花、山菜などを栽培、出荷、販売する葉っぱビジネスが営まれております。現在、販売額は2億6,000万円、生産者は女性や高齢者を中心に200名余りで、中には1,000万円以上を売り上げる農家も数名いるとのことであり、比較的軽作業であり、高齢者でも多くの収入を得ることもできることから、生きがい対策や元気高齢者の増加など、地域にとってよい影響が出ております。しかしながら、葉っぱビジネスの事業の持続、発展については、高齢化率が高いこともあり、今後の見通しが厳しいため、若い後継者の育成や定住に向けた取り組みについても進めていく必要があるとの説明でありました。

今回の葉っぱビジネスに関する調査を通じて、市場開拓のリーダー育成や組織づくりに対して自治体からの強力な支援が地域活性化の推進に実績を出していることから、本町においても独自の地域資源を生かしながら地域活性化に取り組んでいく必要性を感じたところであります。

また、上勝町では地域活性化への取り組みとして、廃校となった小学校の校舎を改築してU・Iターン者のための町営住宅及び賃貸事務所として活用しておりますが、この取り組みについて

は本町の学校再編計画における廃校後の校舎の活用策として参考にすべきところがあると考えられます。

次に、広島県三次市では、子育て支援の取り組みについて調査したところであります。

三次市は、広島県北部の中国山地の南麓に位置する、人口約5万6,000人、面積778.19平方キロメートルで、広島県の総面積の9.2%を占める市であります。山陰と山陽を結ぶ交通の要衝という環境にあり、古くから栄えてきました。

三次市では、三次市総合計画において4つの基本施策の一つとして「女性が働きながら子育てできる環境 日本一をめざします」とスローガンを掲げ、積極的に子育て支援の充実に取り組んでいる自治体であります。今回、三次市における子育て支援の取り組みを初め、子供発達支援に関すること等について調査を実施したところであります。

まず、子育て支援センター事業については三次市が特に力を注いでおり、直営による子育て支援センターが3施設、民間委託によるものが3施設設置されております。子育て支援センター事業では、乳幼児とその保護者を対象に、さまざまな催しを通じて、親子のふれあいや親同士のつながりを深めることで、子育て中の親の孤独感や不安感等に対応しているとのことであります。

次に、発達支援事業については、廃校となった小学校の校舎を再利用した、こども発達支援センター「すまいる」を開設し、言葉のおくれや落ちつきのなさなど、発達の悩みに対して発達支援の療育教室や相談を行っているとのことであります。発達支援事業は、未就学児及びその保護者を対象とするもので、保健師、保育所、または直接こども発達支援センターに相談をしてもらい、子供に応じた発達相談を実施しています。本町でもクオラバンビーノなどの療育施設において対応しておりますが、三次市では基本的に親子一緒に登園して指導するという方針であるため、子供の送迎等については実施していないとのことであります。

子育てサポート事業については、「おねがい会員」の育児支援が必要なおとき、事務局が仲介して「まかせて会員」を紹介する援助活動であります。これは、子育ての援助をしたい「まかせて会員」が、子育ての援助をしてほしい「おねがい会員」の子供を自宅で預かるもので、会員の条件は、「まかせて会員」は三次市の市民、「おねがい会員」はゼロ歳から小学校6年生までの子供のいる保護者となっております。利用料金は1時間当たり600円から800円ですが、半額は三次市からの助成が受けられます。この援助活動中に事故等が発生した場合の対応について確認したところ、会員登録時に会員障害保険、賠償責任保険、児童障害保険の3つの保険制度に加入して、万が一のときへの対応がなされるよう制度化されているとの説明でありました。

このように、三次市における各種の子育て支援について調査を実施してきましたが、特に子育てサポート事業については働く女性のためには大変助かる事業であります。本町でも多くの町民がボランティア登録をしているが活躍する場がないとの声を聞いているので、子育てするならさつま町でのマニフェストに基づき、本町での導入を検討できないかと感じるところであります。

以上、調査の概要を申し上げましたが、この調査が委員会報告だけで終わることなく、今後の町政推進に少しでも生かされるよう委員会として取り組んでいくことを総括して調査の報告いたします。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの総務厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。米丸文武委員長。

[米丸 文武議員登壇]

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成26年11月11日から13日にかけて、栃木県塩谷町、長野県佐久穂町及び同県喬木村において調査を実施いたしました。

まず、栃木県塩谷町では、廃校後の施設活用の取り組みについて調査いたしました。

塩谷町は栃木県のほぼ中央に位置し、面積が176平方キロメートルで約60%が山林となっており、名水百選の尚仁沢湧水群や国宝となっている日光東照宮と鬼怒川温泉で有名な日光市、人口50万人の宇都宮市が隣接しており、内陸部の山間地ではありますが、東北自動車道や東北新幹線が10キロメートル圏内にあり、人口減少は比較的穏やかで、本年10月現在の人口が1万1,623人、財政規模は、平成26年度当初予算で、一般会計が47億9,000万円、4特別会計と1企業会計を含む総額は79億9,100万円となっています。

塩谷町では、保護者等からの強い要望もあり、十数年前から児童生徒の減少に伴う小中学校の統廃合が進められており、現在、町立5小学校と3分校を3小学校に、3中学校を1中学校に再編されています。

跡地活用は、平成11年3月に廃校となった熊ノ木小学校を再び地域のシンボルとして復活させようとの地元住民の活動が始まりで、まちでは、これを受けて、平成13年度に国のやすらぎの交流空間整備事業で、宿泊可能な体験学習施設として、1億1,600万円の事業費で、全8室3タイプの宿泊室や、事務室、食堂と厨房、浴室などが整備され、地元住民が中心となった特定非営利法人を設立し、運営が行われてきています。平成14年4月から開業されていますが、現在、1ターン者で元農林水産省の外郭団体職員であった女性を中心となって、常勤職員4人、臨時職員5人により、年間を通じ四季折々の体験学習ができるよう工夫されています。平成25年の利用者は、宿泊者が6,302人、体験学習者は4,291人となっており、さいたま市内からの小中学生、高校生を初め、スポーツや文化活動の合宿、企業の体験学習、家族連れによるレジャーでの利用者が多く、特に夏場は星の観察に適しており、七、八月の利用者が多くなっています。明治7年に建築された木造校舎を利用されていることから、改修を行った以外の部分の老朽化が見受けられ、昨年、塩谷町で大規模改修工事を再度行い、また、法人名も、旧熊ノ木小学校管理組合から、くまの木里の暮らしと改め、農村でしか体験できない学習内容の見直しや拡充が図られています。施設の名称は、星ふる学校くまの木とされていますが、附帯施設として天体観測ドームやピオトープなどが設置されており、宿泊室にはクーラーやテレビなどを意図的に設置していないため、都市部の子供たちにとっては自然体験学習の場として最適な環境が整っているように思われます。また、地元住民のボランティア登録者が40人ほどあり、利用者の要望に応じて、しめ縄づくりやうどん打ちなどの指導が行われ、また、食事は食材の全部を塩谷町で生産されているものに限って提供し、今後も地元こだわった体験学習の場として管理運営を行っていききたいとの説明でありました。

なお、名水百選の尚仁沢湧水から2キロメートルの国有林に、福島原発の放射性廃棄物の最終処分場の候補地として国が突然発表し、塩谷町に事前の通告や協議が行われなかったことなどから、町長や議会を初め、ほとんどの町民が反対運動を展開し、町の至るところで最終処分場設置反対の看板が見受けられました。町長は、栃木県内の全部の市長町長を訪問し、反対運動の協力を強く求めるとともに、議会でも急遽臨時議会を開催し、反対意見書を県や国の関係機関に提出したとのことであります。

次に、長野県佐久穂町では、学校跡地施設等の利活用方法の取り組みについて調査いたしました。

佐久穂町は、平成17年3月20日に旧佐久町と旧八千穂村が合併して誕生したまちで、長野県の東部に位置し、面積が188平方キロメートルで山林が約70%となっており、まちの中央部を千曲川が南北に貫流し、西の八ヶ岳山系と東の秩父山系に囲まれ、標高744メートルの高地に位置しています。町内に、八千穂高原スキー場や古谷溪谷、八千穂高原自然園などがあり、四季折々に姿を変える自然景観を楽しむため、観光客が多いとのこととあります。人口は1万2,000人、財政規模は、平成26年度当初予算で、一般会計が85億1,000万円、10特別会計を含む総額は140億52万円となっています。

小中学校の統廃合については、平成19年2月に地域の代表者や学識経験者、PTA、民生児童員など25人で、小中学校・保育所あり方検討委員会が設置され、平成20年4月に提言書が町に提出されましたが、4小学校のうち3小学校を1小学校に、2中学校を1中学校に統合すべきとの案が示され、統合される小中学校については新たに校舎を建設すべきとの提案がなされました。

なお、残された1小学校は地域住民の反対が根強く、当面、校舎の補修等で存続させるとの方向性が示されましたが、その後、この残される予定の小学校の保護者から、他の小学校と同様に統合してほしいとの強い要望が出されたため、反対の地域住民にも理解を求め、最終的には、地域の説明会など延べ30回にわたる説明会等を経て、1小学校、1中学校として統合整備することで決定がなされたとのこととあります。

これらの結果を踏まえ、平成22年4月に統合小中学校建設検討委員会が設置され、平成23年3月には用地取得議案の可決、同年11月に建設工事に着手されていますが、現在、校舎建設工事は終盤に差しかかっており、年末までには完成の見込みとなっています。新築される学校の敷地面積は5万1,485平方メートル、2階建ての鉄筋コンクリート造の校舎は延べ面積が1万6,847平方メートルで、校舎の事業費が48億円、プールなどの附属施設を含む総事業費は58億円となるとのこととあります。

ここで、ちょっと訂正をお願いしたいんですが、次の2行下の「踏襲する形で建設されおり」と書いてございますので、「て」が抜けておりますので、申しわけございませんが「て」を挿入していただきたいと思います。申しわけございません。

一般会計の予算規模からしても極めて大きな事業費となっていますが、建設検討委員会の提言を踏襲する形で建設されており、また、平成27年4月から小中施設一体校舎と小中一貫教育として管理運営されることになっており、教諭の不足が生じることから、町の単費で新たに五、六人の教諭を雇用するとの説明でありました。

一般住民からこの多額の経費を要する学校建設に当たって意見はなかったのか伺ったところ、住民や議会からも特に異論や反論はなかったとのこととあります。

なお、統合後の学校跡地活用については、平成23年11月に、区長、議員、関係団体、公募による委員19名で佐久穂町学校跡地施設等検討委員会を組織し、信州大学経済学部の教授の講演会などを開催し、町民の理解を求めるとともに、延べ20回にわたる会議を経て、平成25年3月に提言書が町長に提出されています。提言書は多岐にわたっていますが、基本的なコンセプトを「地域戦略なき『跡地利用』は有り得ない」、「平均値の町からの脱却＝ブランド戦略」の2点に絞って会議を重ねたとのこととあります。20年後のまちの将来像を見据えて、将来予測される人口減少や高齢化に対し目標をどう捉えるかということを経営立案の立脚点として議論され、佐久穂町全体の重要施策の優先順位や学校跡地の施設ごとの利活用の方向性などを含め、具

体的な事業カテゴリやその手法などが記載されており、これらの状況から、行政や住民、関係機関、団体などが一体となり、単に学校の統廃合にとどまらず、学校跡地利用をまちの将来像の一つとして捉え、その活用を含めて徹底した議論がなされており、本町においても参考とすべき事項が多々あると思われます。

次に、長野県喬木村では、6次産業の現状と取り組みについて調査いたしました。

喬木村は、長野県の南部天竜川の東岸に位置し、面積66.62平方キロメートル、このうち林野面積が52.54平方キロメートルで78.9%を占め、山間地の丘陵地帯で、高齢者の生活環境には厳しいことが予想されます。人口は本年10月現在6,421人で、財政規模は、平成26年度当初予算で、一般会計が33億3,000万円、6特別会計を含む総額は53億8,500万円となっています。

6次産業化の取り組みについて、小池手造り農産加工所有限会社を見学した。現在、この有限会社の代表を務めておられる小池芳子氏に対応していただいた。事業を始めた動機は、約30年前に出荷を目前にした路地野菜が、^{ひょうがい}雹害に見舞われたため、これを生かす方法はないかということが加工することにつながったとのことであります。昭和61年に地元の女性グループ20人ほどで加工所をスタートしたが、その後、平成13年に自身が代表を務める小池手造り農産加工所有限会社を立ち上げ、従業員30人を雇用し、現在、年商3億5,000万円の売り上げとなっています。平成21年に、アジア最大の食料品、飲料品展示会であるフーデックスジャパンへ自社製品を出展したことがきっかけとなり、現在、全国各地から加工依頼があるが、小口の受け入れや農家の希望どおりの加工を行い、容器やラベル作成まで引き受けるなど、生産農家がすぐに直販できるよう心がけているとのことであります。会社の理念として、食べるものは命をつなぐもの、母として子供や孫たちに安心して食べさせるものをつくるということを念頭に加工に当たられ、安定的な経営を図っていくため、30戸の農家と5農協との加工契約のほか、飛び込みも可能な限り受け入れているとのことであります。

なお、小池氏の説明では、30年前に村役場や県庁に幾度となく足を運び、加工場の必要性を訴えたが、かけ合ってもらえなかったという経緯があったことなどから、行政を一切頼らず、現在でも設備投資や加工取引の全てを現金で行っているとのことであります。

小池氏は、村議会議員も2期務められ、現在82才であります。60才になってから会社創設を行うことについて周りからの反対意見を押し切ってスタートさせたことについては、同氏の農産品加工に対する強い信念と情熱に感銘を受けるとともに、これまで行政や周りの人を頼らない、自ら積み上げてきた経験と精神力は82才という年齢を感じさせず、これからの農業生産者のあり方を示唆するものと感じたところであります。また、女性の地位向上にも熱心な取り組みを展開されているようであり、現在行われている男女共同参画社会の取り組みについては数十年前からの念願であったため、より一層女性の社会進出が浸透していくよう望んでいるとのことであります。

なお、これまで小池氏自らの人生や農産品加工についての著書も数冊発刊されており、同氏の生き方に共感を覚えるとともに、本町においても生産農家はもとより女性の地位向上など参考にする点が多々あると思われます。

最後に、今回の調査を通して感じたことは、塩谷町の星ふる学校くまの木では、女性のNPO法人事務局長が元農林水産省外郭団体職員であり、経験豊かなノウハウとリーダーシップを発揮され、報酬が半減したにもかかわらず積極的に活動に取り組む姿勢が成功につながっていると認められ、本町においても地元の要望等を受けながら、このようなグループリーダーを確保または育成して、6次産業化なども視野に入れた学校跡地や遊休化した公共施設等の利活用を図っていく

必要があると考えます。

また、佐久穂町の学校跡地施設等の利活用方法では、20年後の町の将来像を見据えて全職員を対象としたワークグループを設置し、熱心な協議が行われ、幅広い意見が出されているとのことであるが、学校跡地を将来の町の活性化につなげようとの観点で進められており、本町においてもこのような視点からの検討が必要ではないかと考えます。

また、喬木村における小池手造り農産加工所有会社の6次産業化の取り組みでは、現在の農業では将来の展開が望みがたく、今後は生産者自ら消費者のニーズを的確に捉えながら、安全で安心な農産物の選択と生産、さらに付加価値をどのように高めていくかということが重要ではないかと思われたので、本町においても生産者と加工業者が一体となって研究、検討を行い、現在の農業にとらわれない新たな視点からの農業の展開が必要であると考えます。

以上で調査の概要を申し上げ、報告といたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの文教経済常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで、所管事務調査報告を終わります。

△日程第15「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第16「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって、会議を閉じ、平成26年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 新 改 幸 一

さつま町議会議員 木 下 賢 治